
平成30年大和町議会3月定例会会議録

平成30年3月1日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀 啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（18名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	堀籠英雄君
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野元君	保健福祉課長	千葉喜一君
副町長	浅野喜高君	産業振興課長	文屋隆義君
教育長	上野忠弘君	都市建設課長	蜂谷俊一君
代表監査委員	櫻井貴子君	上下水道課長	熊谷実君
総務課長	櫻井和彦君	会計管理者兼会計課長	佐藤三和子君
まちづくり政策課長	三浦伸博君	教育総務課長	小川晃君
財政課長	千坂俊範君	生涯学習課長	村田良昭君
税務課長	千葉正義君	総務課危機対策室長	蜂谷祐士君
町民生活課長	長谷勝君	税務課徴収対策室長	浅野義則君
子育て支援課長	内海義春君	農業委員会事務局長	大塚弘志君

事務局出席者

議会事務局長	後藤良春	議事庶務係長	野田美沙子
参事兼次長	櫻井修一		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番今野善行君及び11番藤巻博史君を指名します。

日程第 2「議案第27号 平成30年度大和町一般会計予算」

日程第 3「議案第28号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算」

日程第 4「議案第29号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算」

日程第 5「議案第30号 平成30年度大和町宮床地区財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第31号 平成30年度大和町吉田地区財産区定特別会計予算」

日程第 7「議案第32号 平成30年度大和町落合地区財産区特別会計予算」

日程第 8「議案第33号 平成30年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 9「議案第34号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計予算」

日程第10「議案第35号 平成30年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第11「議案第36号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計予算」

日程第12「議案第37号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算」

日程第13「議案第38号 平成30年度大和町水道事業会計予算」

日程第14「議案第39号 吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合規約の変更について」

日程第15「議案第40号 町道路線の廃止について」

日程第16「議案第41号 町道路線の認定について」

日程第17「予算特別委員会の設置について」

議長（馬場久雄君）

日程第2、議案第27号 平成30年度大和町一般会計予算から、日程第16、議案第41号 町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、お手元に平成30年度各種会計予算及び予算に関する説明書、一番厚い資料でございます。用意をお願いをいたします。説明書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第27号 平成30年度大和町一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算でございます。総額を歳入歳出それぞれ103億5,200万円と定めるものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、第1表に記載をいたしてございます。

第2条につきましては、債務負担行為を定めておりまして、第2表に事項、期間、限度額を記載してございます。

第3条は地方債で、平成30年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第3表により定めてございます。

第4条は一時借入金でございます。最高額は3億円と定めるものでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用を定めるものでございまして、通常は項間の流用が禁じられているところでございますが、人件費に限りましては項間の流用をお認め願うという規定でございます。

それでは、8ページをお願いをいたします。8ページにつきましては、平成30年度に設定ができます債務負担行為を定めるものでございます。

1つ目は、L G W A Nファイアウォール機器賃貸借でございます。期間は31年度から35年度まで、限度額614万円でございます。

2つ目は、L G W A N接続ルータ賃貸借でございます。期間は31年度から35年度まで、限度額325万5,000円でございます。

3つ目が平成33年基準年度評価替えに向けた固定資産（土地）評価支援業務でございます。期間は31年度から33年度まで、限度額1,758万5,000円でございます。

4つ目は、固定資産管理システム賃貸借でございます。期間は31年度から34年度まで、限度額320万円でございます。

5つ目は、家屋評価システム賃貸借でございます。期間は31年度から34年度まで、限度額448万円でございます。

6つ目は、平成30年度中小企業振興資金損失補償でございます。期間は平成31年度から40年度まで、限度額474万円でございます。

7つ目は、学校給食調理等業務であります。期間は平成31年度から33年度まで、限度額1億6,527万4,000円でございます。

8つ目は、食缶洗浄機・消毒保管庫借り上げでございます。期間は平成31年度から37年度まで、限度額は2,164万7,000円でございます。

9つ目は、学校給食用牛乳保冷庫借り上げ（小野小学校分）でございます。期間は平成31年度から36年度まで、限度額は137万8,000円でございます。

最後に10番目、図書貸し出しシステムリース料でございます。期間は平成31年度から35年度まで、限度額は728万5,000円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

第3表地方債につきましては、平成30年度に起こすことができます地方債でございます。起債の目的、限度額につきましては、災害援護資金貸付金として510万円、水道会計出資金として650万円、消防ポンプ車購入事業債として2,660万円、臨時財政対策債につきましては、国の地方財政対策といたしまして一部財源を補填する形の起債でございます。合計では3億3,820万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

12ページをお願いしたいと思います。

事項別明細書、歳入でございます。

初めに、1款町税でございます。町税につきましては、当初予算編成段階での年間見込み額につきまして計上いたしてございます。1項町税1目個人につきましては、課税客体数や所得額の増加を見込みまして、約9,100万円の増加を見込んでござい

す。

2目法人につきましては、平成29年度の収納実績見込み及び企業業績の好転などを考慮いたしまして6億、約6億5,290万の増加を見込んでいます。

2項1目固定資産税につきましては、復興特区法減免、家屋新築軽減などの減少を考慮いたしまして、約9,100万円の増加を見込んでいます。

13ページをお願いします。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、公共団体が所有しております行政執行に用いない部分につきまして固定資産税率と同じ1.4%で交付があるものがございます。それぞれ対象資産ごとに記載をいたしてございます。

3項1目軽自動車税は税率変更など考慮しまして225万円の増加を見込んでございます。

4項1目町たばこ税につきましては、加熱式たばこの普及や紙巻きたばこの減少を考慮し、約3,030万円の減少を見込んでございます。

14ページをお願いいたします。

5項1目入湯税につきましては、前年度同額の計上でございます。

6項1目都市計画税につきましては、税率2%でございまして、2億3,149万余りを計上してございます。

なお、この都市計画税と入湯税につきましては、目的税ということでございまして、その用途につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、別冊の資料、議案27号関係資料（一般会計予算）財政課と記載のある資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。目的税の用途に関する説明書でございます。

平成30年度都市計画税につきましては、2億3,149万2,000円を見込んでございます。30年度実施3事業にそれぞれ充当を予定しております。この3事業につきましては、公園整備事業、下水道事業特別会計繰出金、公債費の都市計画事業分という形でございます。それぞれの金額、3事業分を合計いたしまして4億261万1,000円となるものがございます。これらの事業の充当の状況につきましては、率にいたしまして57.5%で対応という状況でございます。

続きまして、入湯税につきましては、28万円の予算計上でございます。入湯税充当事業は町観光物産協会への補助金500万円に充当を見込むものがございます。充当割合につきましては、5.6%となるものがございます。

次に、資料の2ページでございます。こちらにつきましては、市町村に交付されます消費税率引き上げ分の地方消費税交付金につきましては、社会保障政策に要する経

費に充てるものとされておるところでございます。今回は県の試算により示されました消費税交付金社会保障財源化分、額といたしましては2億2,800万円でございます。こちらを項目・予算科目・経費・特定財源・一般財源中交付金分として項目ごとに表にあらわしたところでございます。

社会福祉としましては、民生費の社会福祉費、児童福祉費に、社会保険は民生費の社会福祉費へ、保健衛生は、衛生費の保健衛生費へそれぞれ充当してございます。これらの当初予算額に対しましての充当割合は5.7%という形での対応となっております。

引き続き、財政課の資料を若干ご説明させていただきたいと思っております。ページを繰っていただきまして3ページでございます。こちらにつきましては、地方交付税の推移につきまして過去10年分の状況をあらわしているものでございます。

4ページにつきましては、地方債の償還計画表でございます。金額とグラフの推移で表示してございます。10年間の実績と10年間の見通しという状況の表となっております。

続きまして、5ページ・6ページでございます。こちらにつきましては、基金の調書でございます。5ページが普通会計の基金、6ページが普通会計以外の基金ということで推移をあらわしているものでございます。

最後の7ページにつきましては、目的別と節別の集計表を資料として添付してございます。ご参照をいただければと存じます。

このほか、財政課からの資料といたしましては、平成30年度予算に関する説明書のうち担当課調書ということで、歳入につきましては、説明ごとの担当課を記載してございます。ページを、歳出につきましては、事業内訳ごとの担当課を示してございますので、参照いただければと思っております。

あと、もう一冊ございまして、平成30年度予算に関する説明書のうち委託料でございます。委託料の内訳でございます。こちらにつきましては、13節委託料の内訳の内容を記載して担当課を記載してございますので、審議に使用していただければと存じます。

それでは、説明書の14ページに再度お戻りをいただきたいと思います。都市計画税のところまで、ご説明させていただきましたので、引き続き2款からご説明をさせていただきます。

2款地方譲与税から15ページにかけまして9款国有提供施設等所在市町村交付金までにつきましては、国の総体的な予算編成の見込みでありますとか、29年度の実績見

込みあるいは県の試算に基づきまして計上いたしてございます。このうち、6款地方譲与税交付金につきましては、税制改正により精算基準が見直されたことによりまして増額となっております。

続きまして、10款1項地方特例交付金でございます。国の制度改正等によりまして地方負担の増加や減収が生じた場合に交付されるものでございまして、平成29年度の実績見込みによりまして計上いたしてございます。

11款地方交付税につきましては、16ページにかけまして記載してございますが、普通交付税が5,000万円、特別交付税が1億7,000万円、震災復興特別交付税は3億1,428万8,000円と計上してございます。

普通交付税につきましては、開会冒頭の施政方針の中でも触れましたとおり税収の増加によりまして減額を見込んでございます。前年度は7億6,400万の計上でございましたけれども、5,000万ということで7億1,400万減額という状況でございます。

特別交付税につきましては、前年度同額でございます。震災復興特別交付税につきましては、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除分を計上してございます。こちらは前年度よりは4,700万ほど減額を見込んでいる状況でございます。

続きまして、12款の交通安全対策特別交付金でございます。平成29年度実績見込みから、ほぼ同額程度を計上といたしてございます。

13款1項1目民生費分担金及び2目教育費分担金につきましては、日本スポーツ振興センターに対します保護者負担分を見込んでございます。

2項負担金1目民生費負担金1節老人福祉費負担金の老人措置費につきましては、特養施設の措置分、2節児童福祉費負担金につきましては、もみじヶ丘保育所や認可保育園3園の保育所運営費、放課後児童クラブ延長利用料として保護者負担分を計上しているものでございます。

14款1項使用料につきましては、町の施設につきまして条例規定によります使用料の収入を見込むものでございます。

17ページをお願いいたします。

14款2項手数料につきましては、各種手数料の収入見込み額について計上してございます。

18ページをお願いいたします。

15款国庫支出金1項1目1節保険基盤安定負担金につきましては、国保会計に繰り出しとするものでの収入となるものでございます。2節障害者援護費負担金につきましては、2億8,743万2,000円を見込むものでございます。3節につきましては、児童

手当に係る負担金でございます。4節児童福祉費負担金につきましては、認可保育園の運営費国庫負担分及び未熟児養育医療費負担金でございます。5節老人福祉費負担金につきましては、介護保険会計へ繰り出しを行うものでございます。

15款2項国庫補助金につきましては、おのこの事業展開によります補助金の計上でございます。1目総務費国庫補助金につきましては、1節個人番号カード交付事業補助金、個人番号カードの交付事業に対しまして総務省所管の補助金を見込むものでございます。2節地域公共交通確保維持改善事業補助金は、町民バスが幹線の路線を補完することに対します補助金を見込むものでございます。

2目1節障害者福祉費補助金は、地域生活支援事業費、障害程度区分認定等事業費に対します補助金でございます。2節児童福祉費補助金は子ども・子育て支援事業として一時預かり事業、延長保育事業、地域子育て支援拠点事業等各種事業に対します補助金を見込むものでございます。

3目1節衛生費補助金は、がん検診受診率向上を図るために実施する事業費を見込んでございます。

4目1節農業費補助金は、放射性物質汚染廃棄物処理事業に要する補助金でございます。

19ページをお願いいたします。

5目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金は、橋りょう点検時事業及び吉岡宮床線高田中央橋架設に対します補助金でございます。2節社会資本整備総合交付金は、公園整備等都市再生整備計画事業に要します事業費補助金でございます。

6目消防費国庫補助金は、住宅・建物改修事業費及び木造戸建て住宅耐震改修工事助成事業等に係る国庫補助金でございます。

7目教育費国庫補助金は、私立幼稚園就園奨励費補助金、要保護・準要保護の児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費、被災者支援事業費に対します国庫補助金でございます。

8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、7,000万円を見込んでございます。

19ページの下段、15款3項委託金でございます。こちらにつきましては、おのこの国からの事務委託事業に要する経費として計上しておるものでございます。

20ページをお願いいたします。

16款県支出金1項県負担金でございます。1目1節保険基盤安定負担金から5節の老人福祉費負担金につきましても、国と同様の内容で負担率が異なっている状況でございます。負担、国庫負担金と県負担金で負担割合がそれぞれ決定されているという

こととございます。

2 項県補助金につきましては、制度的なもの、あるいは予算補助という形で計上してございます。1 目総務費県補助金は、消費者行政推進に要します補助金でございます。

2 目民生費県補助金は、1 節社会福祉費補助金が老人クラブ助成費等でございます。2 節障害福祉費補助金は、地域生活支援事業に要します補助金でございます。3 節児童福祉費補助金は、乳幼児医療ほか7 事業に対します補助金でございます。

3 目衛生費県補助金の1 節保健衛生費補助金は、健康増進事業等の保健事業などに対します補助金でございます。

農林水産業費県補助金は、21 ページにかけて記載されてございます。1 節農業費補助金につきましては、農業委員会交付金。主なものを申し上げますと、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払推進交付金事業、畜産酪農収益力評価整備等特別対策事業などの農政の推進に要します補助金でございます。2 節水産業費補助金は、伊達いわな販路拡大支援事業に要します補助金でございます。

5 目消防費県補助金につきましては、住宅・建築物耐震改修事業等に要します補助金でございます。

6 目市町村振興総合補助金につきましては、メニュー化がされております県補助金でございます。30 年度につきましては、記載の13 事業で1,014 万7,000 円を見込むものでございます。

7 目みやぎ環境交付金につきましては、町立小中学校体育館照明器具LED 化に要します交付金でございます。

16 款3 項委託金につきましては、それぞれ県からの委託内容に伴いまして計上いたしておるものでございます。主なものを申し上げますと、1 目2 節徴税費委託金につきましては、県税取扱費で前年同様4,000 万円を見込んでございます。

3 目1 節教育費委託金は、スクールソーシャルワーカー活用委託事業費を計上してございます。

17 款1 項1 目財産貸付収入1 節土地建物貸付収入につきましては、雇用促進住宅駐車場等の貸し付け収入を計上しているものでございます。

2 目利子及び配当金につきましては、説明欄記載の基金利子の計上でございます。

17 款2 項1 目不動産売払収入及び23 ページ、2 目物品売払収入につきましては、科目設定の計上でございます。

18 款寄附金につきましても、それぞれの費目での科目設定となりますが、4 目ふる

さと寄附金につきましては、返礼品の還元率を下げた影響を考慮いたしまして減額計上といたしております。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、町内3財産区からの事務費及び事業費繰入金並びに国保会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金でございますが、財政調整基金から8億2,403万9,000円、24ページの防衛施設周辺調整交付金基金から9,289万8,000円、長寿社会対策基金から1,000万円、それぞれ平成30年度事業執行のために計上いたしております。

20款繰越金でございますが、前年度同額、当初想定額といたしまして3,000万円を措置してございます。

21款諸収入1項延滞金、加算金及び過料につきましては、科目設定でございます。

2項町預金利子は、歳計及び歳計外現金の利子収入となっております。

3項貸付金元利収入につきましては、1目民生費貸付金元利収入は東日本大震災に係ります災害援護資金の償還金を計上するものでございます。

2目商工費貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金の預託金分を計上するものでございます。

4項受託事業収入につきましては、1目農業費受託事業収入につきましては、農地中間管理機構より管理業務に対します受託収入でございます。

25ページをお願いします。

2目教育費受託事業収入につきましては、県スポーツ振興財団からの自転車競技場管理受託事業収入でございます。

5項雑入の主なものにつきましては、1目2節給食費納付金1億2,880万4,000円を計上をいたしております。

2目1節場外車券売場交付金につきましては、売上金の5%という納付割合で収入を見込むものでございます。

3目雑入につきましては、金額の大きなものを説明とさせていただきますが、小鶴沢処理場関連事業経費といたしまして県環境事業公社から2,404万5,000円を見込んでございます。スポーツ振興くじ助成金2,265万7,000円につきましては、総合運動公園テニスコート改修工事に係る助成でございます。消防救急デジタル無線整備工事違約金1,466万1,000円につきましては、公正取引委員会排除措置命令によりまして施工業者から黒川地域行政組合が受領した違約金が各町村へ返納されるものでございます。

22款町債につきましては、先ほどの議案書でご説明申し上げましたところでございまして、総額3億3,820万円を計上するものでございます。

歳入は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、27ページからの歳出について、ご説明をさせていただきたいと思います。

1款1項1目議会費でございます。議会運営に要します1年分の経費を、費用を計上いたしておるものでございます。

1節報酬でございますが、議員の皆様18名分の報酬でございます。2節給料は職員3名分の給料でございます。3節職員手当等は職員の各種手当と議員の皆様18名の期末手当でございます。4節共済費は職員と議員の皆様の共済組合負担金でございます。

なお、以下各款科目の2節から4節人件費関係につきましては省略、説明を省略させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

8節報償費でございます。小中学校児童生徒への議会だよりへの寄稿の謝礼でございます。9節旅費は会議等出席の費用弁償及び各常任委員会等の研修会等の旅費でございます。10節交際費でございます。議長交際費で前年同額を計上いたしております。11節需用費につきましては、事務消耗品及び議会だよりの発行の印刷費等でございます。12節役務費でございます。通信運搬費として会議通知等の切手代等でございます。13節委託料は会議録作成の委託費用でございます。14節使用料及び賃借料は常任委員会等視察研修の際の高速道路通行料等でございます。19節負担金補助及び交付金は全国市議会議長会基地協議会、町村議会議長会ほか4協議会への負担金及び政務調査費月額1万円の21万6,000円を計上いたしております。

28ページ、失礼しました。次に28ページでございます。2款総務費でございます。

1項総務管理費1目一般管理費でございますが、一般的な管理費のほかに職員厚生費、職員研修費及び公用車管理に要する経費などを計上いたしておるところでございます。

1節報酬は区長62名、産業医1名などに要する報酬でございます。29ページをお願いいたします。7節賃金でございますが、平成29年度までは職員が行っておりました総合案内業務につきまして、臨時職員を雇用いたしまして実施することにより、その経費を計上いたすものでございます。8節報償費は顧問弁護士への報償金のほか、退任される区長さんへの記念品代等に要する経費でございます。9節旅費につきましては、職員の研修旅費、区長の費用弁償、町長の各種会議及び企業誘致活動等の旅費、

特別職等報酬審議会、総合教育会議費用弁償等に要します経費でございます。旅費でございます。10節町長交際費でございます、前年度同額を計上いたしております。11節需用費は事務用消耗品、コピー代、新聞購読料、図書等の購入代、公用車の燃料代、区長会時のお茶代等を計上いたしております。12節役務費でございます。携帯電話通話料、公用車の損害保険料、自賠責保険料、ボランティア保険、衛生管理者の申請手数料、宮城大学の履修生の選抜手数料、病気休暇等対応のための医師からの情報提供料等に要します費用でございます。13節委託料でございます。職員の健康診断に係る各種健診委託料のほか、区長配達業務委託料及び県公平委員会事務委託料、庁舎内職員研修講師の委託料などがございます。14節使用料及び賃借料でございます。緊急時のタクシー借上料、有料道路通行料、駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。30ページにもまたがりませんが、黒川地域行政事務組合の管理運営費2,781万6,000円のほか、宮黒町村会、区市町村自治研修センター、県地方税滞納整理機構等への負担金、区長会への補助金でございます。引き続き30ページでございます。23節償還金利子及び割引料でございます。権限移譲事務交付金及び経由処理交付金の平成29年度実績によります返還金を計上いたしております。

次に、2目文書広報費でございます。こちらにつきましては、文書管理、広報誌の発行、公聴等に要する経費でございます。

1節報酬は、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員それぞれ5名分の報酬でございます。8節報償費でございます。広報編集委員会の研修、宮城大学学生への広報記事の作成謝礼及び広報モニターへの謝礼としての図書カード購入代等でございます。9節旅費でございます。職員の研修旅費及び情報公開審査会等の開催に伴います委員の費用弁償を計上いたしております。11節需用費につきましては、広報たいわの印刷費、年間1万2,500部、失礼しました。月1万2,500部を予定しておりますが、その費用、及び例規集のデータ更新料及び追録代、町民懇談会時のお茶代等の消耗品でございます。12節役務費でございます。郵便後納料金、電話料金、インターネット接続利用料及びシンボルタワー跡地へのPR施設の建築確認申請手数料でございます。13節委託料につきましては、ただいまのPR施設設置工事実施設計業務委託、及びファクシミリ保守業務委託の費用でございます。14節使用料及び賃借料は駐車場使用料、印刷機・ファクシミリ及び例規システムの機械借上料などがございます。18節備品購入費でございます。広報取材用機材としての一瞬レフカメラ及びストロボを更新いたすものでございます。31ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金につ

きましては、日本広報協会への負担金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、3目財政管理費でございます。こちらにつきましては、財政事務及びふるさと寄附に要する経費の計上をいたしてございます。

7節賃金につきましては、31年度・32年度分の入札参加の受け付け、12月から1月にかけてふるさと納税申し込みの繁忙期におけます寄附証明書等の作成事務に要します臨時事務職員の賃金でございます。8節報償費につきましては、ふるさと寄附返礼品の購入費用といたしまして暫定的に390万円を計上してございます。そのほか、入札監視員の報償費も計上してございます。返礼品の割合につきましては、寄附金の30%ということでの購入金額を予定してございます。11節需用費につきましては、図書代、コピー、事務消耗品、それに予算・決算時の成果書の印刷製本費を計上してございます。12節役務費につきましては、返礼品の送料とふるさと納税ポータルサイトの広告料、寄附金のクレジット決済コンビニ納付の手数料を計上しております。13節委託料につきましては、公会計財務書類整備システム保守業務の委託料を計上しております。19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会全国森林環境税創設促進連盟への負担金でございます。25節積立金につきましては、自治法241条の規定によります基金への利子の積み立て、及びふるさと応援基金につきましては、返礼品等の経費を控除しましたふるさと寄附金の積み立てを計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長佐藤三和子さん。

会計管理者兼会計課長（佐藤三和子君）

続きまして、4目会計管理費でございますが、会計一般管理に要する経費を計上しております。

11節需用費につきましては、消耗品費としましてコピー料金、参考図書代、伝票用紙などの購入に要する費用。印刷製本費としまして決算書、請求書、名入り封筒などの印刷に要する費用でございます。12節役務費につきましては、通信運搬費としまして電話料金を、手数料としまして公金取扱手数料、送金の際に利用するセブンメイトサービス手数料、残高証明書作成料、公共料金口座引き落とし手数料を計上しております。13節委託料につきましては、杜の丘出張所及び会計課で収納した公金と納付割賦等を指定金融機関へ警備輸送する業務の経費を計上しております。18節備品購入費につきましては、電子チェックライターの更新を行うものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

32ページをお願いいたします。5目財産管理費でございます。事業内訳のところに記載の施設、吉岡コミュニティセンターほか各施設でございますけれども、維持管理費を計上いたすものでございます。

7節賃金につきましては、吉田コミュニティセンターの事務補助員、鶴巣防災センター受信等の賃金を計上してございます。11節需用費につきましては、公用車並びに庁舎関係の消耗品。燃料費につきましては、財政課で管理いたしております公用車、庁用車14台分の燃料費。光熱水費につきましては、庁舎やほかの施設の電気料並びに上下水道料金の計上でございます。修繕料につきましては、公用車車検整備や庁舎施設の小破修繕料等を計上しているところでございます。12節役務費の通信運搬費につきましては、役場全体と各施設の電話料。手数料につきましては、タイヤ交換費用ほかを計上してございます。火災保険料につきましては、庁舎及び各施設の火災保険料。自動車損害保険料につきましては、公用車・庁用車の自賠責任意保険、保険料にありましては賠償責任保険料を計上してございます。13節委託料につきましては、役場庁舎や施設の管理業務、地域をお願いしております施設の管理業務、また施設や町有地の除草業務、庁舎敷地内の除草、芝生管理等についての経費を計上いたしております。14節使用料及び賃借料につきましてはでございます。土地使用料は、旧NTT施設の借上料部分について計上いたしております。車借上料につきましては、公用自動車のリース代。テレビ徴取料につきましては、役場庁舎ほか20台分の徴取料。駐車場使用料

につきましては、公用車運行に係る駐車料。備品借上料につきましては、AEDの借上料でございます。15節工事請負費につきましては、庁舎の無停電電源装置蓄電池更新工事、防災無線室空調増設工事2基分が残っておりました空冷チラーの修繕工事、喫煙所設置工事並びに各施設におけます便器の洋式化工事を計上してございます。18節備品購入費につきましては、庁舎及び施設の管理用備品、及び公用車1台を購入する予定としてございます。19節負担金につきましては、33ページにまたがりまされども、2団体への負担金及び講習の受講料につきまして計上いたしてございます。27節公課費につきましては、車検となります4台分の自動車重量税を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 （三浦伸博君）

続きまして、6目企画費でございます。企画費につきましては、企画管理費、防衛施設周辺整備対策費、町民バス・デマンドタクシー運行事業費、移住定住等促進事業費に要します費用となっております。

初めに、1節報酬につきましては、総合計画審議会委員の報酬でございます。3節職員手当等につきましては、米軍実弾射撃移転訓練業務等によります職員時間外勤務手当でございます。8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員への謝金でございます。9節旅費につきましては、総合計画審議会委員費用弁償、移住・定住プロモーション活動フェアへの参加等の職員旅費でございます。11節需用費につきましては、事務用品のほか町民バス3台のタイヤ代、実弾射撃移転訓練の際の公用車ガソリン代、各種会議の際のお茶代、また町民バス・デマンドタクシーパンフレット印刷代、町民バスの車検整備等及びテレビ共同受信施設修繕料でございます。12節役務費につきましては、自動車検査審査申請手数料、テレビ電波共同受信施設の火災保険料、町民バスの自賠責保険料等でございます。続きまして、13節委託料でございます。光ファイバー網の保守業務委託料、町民バス・デマンドタクシーの運行业務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、町民バス運行の際の緊急時代車借上料、及び光ファイバー網の電柱供架に係ります電柱借上料、NTT施設使用料等でございます。次に、15節工事請負費でございます。工事請負費につきましては、町内4

地区のテレビ共同受信施設の供架線移設工事費でございます。18節備品購入費につきましては、町民バス停留所標識12基の購入に要する費用でございます。19節につきましては、負担金といたしまして仙台都市圏広域行政推進協議会、黒川圏広域行政推進協議会ほか9協議会への負担金、及び移住・定住フェアへの出展料でございます。また、補助金につきましては、まちづくり活動推進会、ふるさと産品開発協議会への活動費補助金、及び公共交通機関を利用いたしました高校生等の通学に係ります通学応援事業補助金、また子育て世帯移住・定住応援事業及び三世帯同居応援事業の補助金でございます。25節積立金でございます。防衛施設周辺調整交付金事業基金の預金利子でございます。27節公課費につきましては、町民バス3台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

引き続き、34ページをお願いいたします。

7目電子計算費でございます。各種電算機器及び各種システムの管理運営に要します経費でございます。

11節需用費につきましては、電算関係の用紙類、トナーあるいはデータカートリッジ等の消耗品の要する費用でございます。12節役務費はインターネット接続料、データ通信光回線網の通信料、本庁と出先機関の回線の通信代等でございます。13節委託料につきましては、ソフトウェアのライセンス更新料、電算業務処理に伴います総合行政情報システム保守、各種電算システム運用に伴う保守、自治体情報システム強靱化向上対策システム保守の業務委託料等でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、住民基本台帳システム、財務会計システム、人事給与システムなど情報処理と情報管理を行うための基幹システム等の借上料及び税業務システムや職員用パソコンの借り上げに要します費用でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。宮城県高度情報化推進協議会の負担金及び市町村電子申請システム自治体情報セキュリティクラウドの共同利用に係る負担金と特定個人情報関連事務委任交付金でございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、35ページの8目出張所費につきまして、杜の丘出張所の管理事務費を計上したものでございます。

9節旅費は職員の旅費、11節需用費はコピー、それから事務用品代など。12節役務費は本庁との窓口証明のための通信費、13節は委託料、レジスターの点検料となっております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長 （櫻井和彦君）

次に、9目交通対策費でございます。交通安全対策事業に要します経費でございます。

1節報酬につきましては、交通安全指導員28名分の報酬でございます。9節旅費につきましては、交通安全指導員の出勤手当でございます。実績見合で延べ1,000回分を計上いたしております。11節需用費につきましては、春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員の装備用品代、新入学児童の黄色い帽子購入等に要します経費及び交通安全広報車2台分の法定点検に伴います修繕料でございます。12節役務費につきましては、交通安全指導員に係る交通災害保険料及び交通安全広報車の保険料などがございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、町交通安全推進協議会及び郡交通安全推進連絡協議会への負担金でございます。

次に、10目無線放送施設管理費でございます。町内に設置しております防災無線放送用機器の管理運営に要します経費でございます。

11節需用費でございます。防災無線子局及び再送信局の電気料及び修理代等がございます。12節役務費につきましては、黒川消防の本部との専用回線の使用料でございます。13節委託料につきましては、車載無線機の移設の委託、防災無線放送設備及びJ-アラート機器の年間保守点検委託料でございます。36ページでございます。14節

でございます。使用料及び賃借料でございますが、長者館山再送信局管理用通路の土地借上料でございます。15節工事請負費でございます。消防庁からJーアラートの運用及び整備の変更によりまして新型の受信機に切りかえを行うものでございます。19節負担金補助及び交付金でございます。電波利用料でございます。

次に、11目女性行政推進事業費でございます。男女共同参画推進プランに基づきまず事業の推進に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、男女共同参画推進審議会委員10名分の報酬でございます。8節報償費は同じく男女共同参画推進研修会の講師謝礼でございます。9節旅費につきましては、男女共同参画推進審議会委員の費用弁償でございます。11節需用費は事務消耗品及び啓発用パンフレットの印刷製本費と会議におきますお茶代等でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費でございます。消費生活相談員を配置した窓口の開設及び消費生活講座開催等に要します経費でございます。

7節賃金でございます。毎週月曜日に開設をいたしております消費生活相談の相談員1名に係る賃金でございます。8節報償費につきましては、消費生活講座講師謝礼を計上いたしたものでございます。11節需用費につきましては、消費生活啓発用品の購入及び啓発用リーフレット作成に要します経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金でございます。

次に、13目諸費の総務課所管分の予算について、ご説明をいたします。総務課分につきましては、人権相談、行政相談、町政功労者の表彰、防犯対策及び結婚支援事業に要します経費を計上いたしております。

1節報酬でございますが、表彰審査委員会委員6名分の報酬を計上いたしております。8節報償費につきましては、結婚アドバイザーの謝礼、人権作文コンクール参加賞及び町政功労者表彰、表彰者感謝の言葉への受賞者への記念品代等でございます。9節旅費につきましては、結婚アドバイザーの研修旅費及び表彰審査委員の費用弁償でございます。37ページをお願い申し上げます。11節需用費につきましては、人権啓発用品、社明運動啓発用品、表彰式での消耗品、表彰式次第、人権・社明運動周知用のパンフレットの印刷代、結婚相談所でのお茶代及び町内6カ所に設置しております防犯カメラの電気料等でございます。12節役務費につきましては、表彰式への案内、婚活イベントのはがき代及び全国町村会総合賠償保障保険料等でございます。13節委託料につきましては、防犯カメラ保守点検委託料、結婚支援事業委託料でございます。結婚支援事業につきましては、婚活イベントを2回を計画をいたしております。そ

それぞれに事前・事後のセミナーを行うものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、婚活イベント時の会場使用料及び参加者送迎用のバス借上料でございます。15節工事請負費につきましては、町内の通学路に予定をいたしております防犯カメラ2基の設置工事費141万3,000円を計上いたしてございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか8団体への負担金及び大和町防犯協会鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは、同じく13目諸費のうち、財政課所管となる部分のご説明をさせていただきます。財産区地域振興費の部分が財政課所管でございます。

節につきましては、37ページをお願いいたします。14節の使用料及び賃借料のうち、土地借上料でございまして、宮床地区駐車場用地の借上料を計上してございます。19節負担金補助及び交付金のうち、補助金の七ツ森観光協会から38ページにかけて地区防災倉庫設置事業費まで、この部分が宮床・吉田・落合の各財産区会計からの繰り入れを受けまして地域振興に資する補助金として交付を予定するものでございます。

財政課分は、以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、同じく13目諸費の防犯対策費でございます。都市建設課所管分につきましては、防犯灯の維持管理及び設置に係る費用になります。

37ページをお願いします。11節需用費の光熱水費及び修繕料につきましては、防犯灯数2,472灯分の電気料並びに防犯灯修繕に要する費用であります。15節工事請負費につきましては、電柱添架25灯の新設に要します費用126万4,000円を計上いたしているとございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

同じく13目諸費になります。町民生活課所管分、自衛官募集事務費6万2,000円でございます。

9節旅費につきましては、職員旅費1万3,000円となるものでございます。11節需用費につきましては、消耗品代1万円分でございます。12節役務費は自衛官募集事務の通信費でございます、9,000円。19節補助金につきましては、町の自衛隊家族会への補助金3万円となるものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は、10分間といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時13分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長千葉正義君。

税務課長 (千葉正義君)

それでは、引き続き申し上げます。38ページをお願いします。2款2項徴税費でございます。1目税務総務費につきましては、税務事務の管理及び税務一般に要する経費を計上しているところでございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、総務課で所管しております固定資産評価審査委員会の委員3名分の報酬及び費用弁償でございます。11節需用費につきましては、

事務消耗品、税務証明書用の紙の印刷製本費等でございます。18節備品購入費につきましては、庁用備品としてシュレッダーの購入のための費用を計上しております。19節負担金補助及び交付金のうち、負担金といたしまして仙台北税務署管内地区税務協議会、資産評価システム研究センター、宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、39ページをお願いします。大和町納税貯蓄組合連合会及び仙台たばこ販売共同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地・家屋の評価事務及び徴収事務等に要する経費を計上いたしているところでございます。

4節共済費及び7節賃金につきましては、給与支払報告書の整理、申告相談事務の補助員及び収納に係ります事務嘱託員の社会保険料及び賃金でございます。8節報償費につきましては、口座振替推進キャンペーン用記念品等、さらには納税貯蓄組合70組合に対します完納報償金等でございます。9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会に要します旅費でございます。11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷及び徴収事務に係ります督促状・催告書の印刷代、事務用品、公用車の燃料代等の経費でございます。12節役務費につきましては、納税通知書等の通信運搬費、口座振替手数料、平成30年度から導入いたしますコンビニエンスストアの収納、クレジットカード納付に係る手数料、差し押さえ不動産の鑑定手数料等でございます。13節委託料につきましては、町・県民税滞納管理システム保守業務及び固定資産税基礎資料更新業務、平成33年度評価がえに向けた評価支援業務等に要する経費を計上いたしているところでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、固定資産管理システム、家屋評価システム、滞納管理システムの借上料及び地方税電子申告システムのサービス利用料等に要します経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税電子化協議会への負担金でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、町民税、固定資産税等の税額の修正等によります過年度の還付金及び還付加算金を計上いたしているところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長（長谷 勝君）

続きまして、40ページをお願いいたします。2款3項1目でございます。戸籍住民基本台帳費についてでございます。町民生活課窓口での各種諸証明、手続等に要する経費でございます。

11節需用費は各種証明書の申請書、それからコピー代などでございます。12節役務費は電話料、それからファックス回線の使用料、それからはがき代などでございます。13節委託料は戸籍の総合システムの保守料、レジスターの管理料、マイナンバーカードは裏面プリンターの保守料となっております。14節使用料につきましては、戸籍総合システムの借上料、マイナンバーカード裏面プリンターの借上料となっております。18節備品購入費につきましては、戸籍の保管用の保管庫、それから証明書発行時の契印機の購入になってございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県戸籍住基事務協会への負担金及び個人番号カード関連事務の委託に係る交付金となるものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

総務課長櫻井和彦君。

総務課長（櫻井和彦君）

引き続き40ページでございますが、4項選挙費1目選挙管理委員会費でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、選挙管理委員4名分の報酬と費用弁償になるものでございます。11節需用費は参考図書代でございます。13節委託料につきましては、投票管理システム保守業務の委託料でございます。

41ページをお願いいたします。2目選挙啓発費でございます。

8節報償費でございますが、選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代でございます。9節旅費につきましては、選挙啓発研修会の費用弁償でございます。14節使用料及び賃借料は駐車場使用料でございます。

次の県知事選挙執行費は事業が終了したことによります皆減、全て減となるものでございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。平成30年度につきましては、6月1日を基準日に工業統計調査、10月1日を基準日に住宅土地統計調査が実施されるところでございます。また、世界農林業センサスの実施準備等に要します費用を計上いたしました

ものでございます。

まず、1節報酬及び9節旅費につきましては、工業統計調査調査員5名、住宅土地統計調査指導員3名、同じく住宅土地統計調査調査員15名の報酬と費用弁償でございます。11節需用費につきましては、統計調査に要します事務消耗品代等でございます。12節役務費は調査員事務連絡等の郵送料の切手代及び電話料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県統計協会への負担金及び大和町統計調査員協議会への補助金でございます。

次に、6項1目監査委員費でございます。監査委員2名、職員1名によります年間の監査に要します経費を計上いたしております。監査につきましては、例月出納検査、随時監査、定期監査、決算審査、財政援助団体等の監査を予定しておりまして、それらに要します年間経費を計上いたしたものでございます。

1節報酬は監査委員2名分の報酬でございます。42ページになりますが、9節旅費につきましては、監査委員の費用弁償と町外視察研修の旅費でございます。11節需用費につきましては、参考図書購入代等でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城黒川地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

続きまして、民生費の3款1項1目社会福祉総務費でございます。社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会ボランティアセンターへの運営補助、地域福祉計画策定業務、民生委員・児童委員協議会への助成、さらに生活保護の事務費、セラピー広場管理業務委託、国民健康保険事業勘定特別会計への繰り出し等の業務の経費でございます。

1節報酬につきましては、民生委員・児童委員推薦委員会委員7名の報酬でございます。43ページをお願いいたします。7節賃金につきましては、生活保護相談員及び日赤宮城県支部大和町分区事務に係ります事務補助員に要します賃金でございます。8節報償費につきましては、地域福祉計画策定委員会委員14名分の報賞金及び研修会講師謝礼に要する費用でございます。9節旅費につきましては、民生委員推薦委員会に係ります費用弁償及び地域福祉計画策定に係ります講師の旅費でございます。11節

需用費につきましては、事務用品に係ります消耗品のほか公用車の燃料費及び車検整備代や会議開催時のお茶代並びに封筒等の印刷製本等に要する費用でございます。12節役務費につきましては、電話料等の通信運搬費、行旅死亡人に係ります公告、死体検案書等の手数料、公用車の車検手数料、損害保険料等でございます。13節委託料につきましては、地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務、社会福祉協議会への基本相談支援業務、行旅死亡人に係ります火葬業務及びセラピー広場管理業務に要します委託料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町社会福祉協議会、大和町ボランティアセンター、民生委員・児童委員協議会、町遺族会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、火災等の災害一時扶助及び浮浪者への一時扶助に要する費用でございます。25節積立金につきましては、長寿社会対策基金への積立金利子でございます。27節公課費につきましては、公用車の重量税でございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への法定ルール内での一般会計からの繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。老人福祉費につきましては、老人保護措置費、生き生きサロン事業、さらには老人クラブへの支援、大和町シルバー人材センターへの支援、敬老会事業、高齢者生活支援事業並びに高齢者タクシー助成事業に要する費用でございます。

7節賃金につきましては、高齢者タクシー助成事業に要します事務補助員の賃金でございます。44ページになります。8節報償費につきましては、敬老会アトラクション出演謝礼に係ります報償金及び敬老者への記念品等に要します賞賜金でございます。11節需用費の主なものといたしましては、事務用品等のほか敬老者等の食糧費、敬老会名簿の印刷代、さらには敬老会開催時にお手伝いをいただきますボランティアの皆様への食糧費及びタクシー助成券の印刷費等に要する費用でございます。12節役務費につきましては、シルバー人材センターの事務所移転に伴います電気設備、電話回線移設等に要する手数料及び敬老会の案内に係ります郵送料の通信運搬費及び介護給付費審査支払手数料、タクシー助成事業に要します郵送料等でございます。13節委託料につきましては、高齢者の生活支援事業といたしまして寝具洗濯・乾燥・消毒サービス及び生活援助事業に要する費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センター連合会賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費、さらには社会福祉法人が運営いたします特別養護老人ホーム入所者等への利用者負担軽減措置といたしましての介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業費負担金でございます。補助金といたしましては、

地域福祉活性化事業の隣組生き生きサロンへの補助金、さらには大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、大和町老人クラブ及び老人クラブ連合会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、80歳以上の敬老者の皆様方への敬老祝金及び満100歳を迎えられます方々への特別敬老祝金、要介護認定3以上の対象者への介護用品購入費助成費用、偕楽園及び仙台長生園等の入所者に係ります老人保護措置費に要する費用並びに福祉タクシー利用助成費でございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、シルバー人材センター事務所移転に伴います物件移転搬送に係る補償金でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への必要経費を繰り出しするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、3目国民年金費につきましては、国からの委託事務でございまして、国民年金事務に要する経費となるものでございます。

11節需用費は関係法令の追録代あるいは消耗品代など、12節役務費は郵便料金等通信費、それからインターネットの使用料など、13節委託料につきましては、年金ネットの保守料及び年金システム改修の費用となっております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

45ページをお願いいたします。4目障害者福祉費でございます。主な業務といたしましては、障害者総合支援法に基づきます身体・知的・精神の3障害者、障害児への自立支援や地域生活支援事業及び障害者交通費助成事業の生活支援に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、来庁した聴覚障害者への窓口手続の通訳、相談業務といたしましての手話通訳者の配置及び障害者交通費助成事業に係ります事務補助員の賃

金でございます。8節報償費につきましては、身体障害者・知的障害者相談員への謝金、障害者福祉計画推進協議会委員、障害者支援区分認定調査委員等への報償金でございます。9節旅費につきましては、認定調査委員の費用弁償でございます。11節は事務消耗品のほか、ガイドブック等及びタクシー利用券の印刷製本費に要する費用でございます。12節役務費につきましては、郵送料のほかシステム回線の通信料、主治医の意見書作成手数料、宮城県国保連合会への介護給付費等請求審査支払手数料及び成年後見制度利用支援事業に係ります支払い手数料等でございます。13節委託料につきましては、障害福祉サービスシステムの保守業務、法改正に伴いますシステム改修業務、障害者相談支援事業、訪問入浴サービス、日中一時支援事業等地域並びに活動支援センターの運営に要します委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査時に要します有料道路通料料及び駐車場使用料、障害福祉サービスシステム借上料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合においての障害者自立支援審査会への負担金。補助金といたしましては、町身体障害者福祉協会及び手をつなぐ育成会への運営費補助並びに自動車運転免許取得等自発的活動支援事業、2団体への助成金でございます。20節扶助費につきましては、在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成や日常生活用具、更生医療補装具、難聴児補聴器に要する費用及び居宅介護やショートステイ、グループホーム等の施設入所、放課後デイサービス等の障害福祉サービス並びに福祉タクシー助成に要する費用でございます。

続きまして、46ページをお願いいたします。5目ひだまりの丘管理費でございます。保健福祉総合センターの管理運営及び修繕に要する費用でございます。

11節需用費につきましては、センターの維持管理に要します燃料費及び光熱水費並びに小破修繕費でございます。12節役務費につきましては、電話料、浴場水質検査料、火災保険料でございます。13節委託料につきましては、センターの総合案内、公衆浴場の管理、機械設備保守点検等並びにPCB廃棄物処理に係ります業務委託、そして施設内の除草作業等の施設管理に要します委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、業務用食器洗い機の借上料及びテレビ徴取料でございます。15節工事請負費につきましては、総合センターのエレベーターの撤去・新設工事並びに浴槽設備ろ過装置廻り等の修繕工事等に要する費用でございます。19節につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

19節負担金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への市町村共通経費負担金と医療給付費の負担金となるものでございます。28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への法定ルール内での繰り出しとなるものでございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、心身障害者医療費助成費、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策費、幼稚園就園奨励・教育振興費、児童支援センター事業費に要します経費でございます。

47ページをお願いいたします。1節報酬は子ども・子育て会議委員に対します報酬でございます。7節賃金はあんしん子育て医療事務補助金及び心身障害者医療事務補助委員、子育て支援課業務事務補助委員、生活相談員に係ります賃金でございます。8節報償費はことばの教室講師謝金及び虐待防止研修会講師謝金、虐待防止連絡協議会委員謝礼でございます。9節旅費は虐待防止連絡協議会委員の旅費、また子ども・子育て会議委員の費用弁償でございます。11節需用費は図書購入代、コピー代等の消耗品費、公用車の燃料代、会議用のお茶代、子育て情報誌「ぽっかぽか」の印刷製本費、さらに5カ所の児童遊園の管理に要します光熱水費及び小破修繕費でございます。12節役務費は郵便料金等の通信運搬費、48ページになりますけれども、手数料は児童遊園の水道開栓手数料、公用車の自動車損害保険料、児童支援センターの事故賠償保険料でございます。48ページの13節委託料でございます。委託料は児童支援センター運営業務、あんしん子育て医療給付及び未熟児養育医療給付の審査及び支払い業務、児童遊園の遊具点検業務及び除草作業業務、新元号に対応するため幼稚園就園奨励費

補助金システムの改修業務に要します経費でございます。14節使用料及び賃借料は私立幼稚園就園奨励費補助金システム機器リース代、児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通料料及び駐車場使用料でございます。15節工事請負費は下町児童遊園のフェンス撤去・新設に要します費用でございます。19節負担金補助及び交付金は子育て支援サークルへの補助、幼稚園教育振興補助金としまして町内にあります幼稚園の補助、さらに私立幼稚園就園費補助金としまして私立幼稚園に通園する町内在住に通園、在住に通園児がおります保護者への助成を行うものでございます。20節扶助費はあんしん子育て医療費助成費及び心身障害者医療費助成費、未熟児養育医療給付費として助成をいたすものでございます。

続きまして、2目児童措置費のうち、子育て支援課所管分の児童手当支給等事業につきまして説明を申し上げます。ゼロ歳から15歳までの約4,000名の12カ月分の児童手当支給事務に要します経費でございます。

7節賃金は児童手当支給事務補助委員の賃金でございます。11節需用費はコピー代、事務用品購入代等の消耗品、児童手当現況届用封筒等の印刷製本費で、12節役務費は児童手当現況通知等の送付の郵便料金でございます。13節委託料は新元号に対応するための児童手当システム改修に要します経費でございます。20節扶助費は児童手当の支給費でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

同じく2目の児童措置費でございます。町民生活課所管分でございますが、誕生祝い事業、記念祝詞の要する経費24万9,000円と第3子以降の育児支援に要する経費1,203万9,000円でございます。

11節需用費につきましては、台紙及びメッセージカードの印刷代、それから消耗品代でございます。20節扶助費につきましては、第3子以降の出生、それから小学校・中学校の入学の祝い金となるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

それでは、3目母子福祉費につきましては、主に母子・父子家庭医療費助成に要します経費でございます。

11節需用費はコピー代、事務用品購入代等の消耗品費、受給者証等の印刷製本費。12節役務費は受給資格者証等の郵送料でございます。19節負担金補助及び交付金は大和町母子・父子会への補助金でございます。49ページをお願いいたします。20節扶助費は母子・父子家庭への医療費助成でございます。

続きまして、4目保育所費でございます。保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営費と私立保育園であります、菜の花、すぎのこ、杜の丘の各保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に要します経費でございます。

1節報酬は、もみじヶ丘保育所の小児科医及び歯科医師に対する報酬でございます。7節賃金は用務員、看護師、保育士に係る臨時職員の賃金でございます。8節報償費はもみじヶ丘保育所への入所対象の児童に対する記念品、運動会時の賞品等に要する経費でございます。9節旅費は保育士の研修旅費等でございます。11節需用費は教材費等の消耗品、灯油・プロパンガスの燃料費、子育て文集の印刷製本費、来客用のお茶代、電気料等の光熱水費、小破修繕費、昼食の賄い材料でございます。12節役務費は電話料等の通信運搬費、エアコン等清掃の手数料、建物火災の保険料でございます。続きまして50ページお願いいたします。13節委託料は菜の花保育園、すぎのこ保育園、杜の丘保育園の運営委託、新元号対応にするための子ども・子育て支援システムの改修、もみじヶ丘保育所に関する昼食調理業務、清掃業務、除草業務、消防設備点検、警備業務等に係る委託経費でございます。14節使用料及び賃借料は保育業務システム、もみじヶ丘保育所のAED並びに印刷機のリース代、遠足時のバス借上料、もみじヶ丘保育所の清掃用具借上料でございます。15節工事請負費はもみじヶ丘保育所の遊戯室及び保育室等の床補修並びに正面ゲート改修に要します経費でございます。18節備品購入費はもみじヶ丘保育所のオルガンの更新に要するものでございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は認可保育園事業所内保育園の給付負担金及び日本本保育園保険協議会黒川地区防火管理者協議会等への各種協議会研修に係る負担金でございます。補助金は認可外保育施設に対して運営経費の一部補助を行うもの、認可保育園に入所できずに待機となった児童が認可外保育施設を利用した場合、利用料の一部補助を保護者に対して行うもの、また一時預かり、延長保育、障害児保育、地域子育て

支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助するものでございます。

5目児童館費は7児童館の管理運営に要します経費と放課後児童対策として放課後児童クラブの運営に要します経費でございます。

51ページをお願いいたします。1節報酬は7児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。7節賃金は4児童館の児童厚生員18名分、宮床児童館の除草作業員及び用務員の賃金でございます。8節報償費は各児童館行事の講師謝金でございます。

9節旅費は職員研修費、児童館運営委員の費用弁償でございます。11節需用費は児童クラブ教材費、コピー代等の消耗品費、児童館施設管理に要します燃料費、来客用お茶代、光熱水費、各種児童館の小破修繕でございます。12節役務費は電話料、切手代等の通信運搬費、宮床児童館建築確認申請及びピアノ調律等の手数料、施設火災保険料、賠償責任保険料でございます。13節委託料は吉岡放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営委託、宮床児童館建設工事施工監理業務委託、各児童館の消防点検などに要します経費でございます。14節使用料及び賃借料は各児童館のAEDのリース代でございます。15節工事請負費は宮床児童館建設、もみじヶ丘児童館の軒天補修及び外壁塗装工事、集会室のエアコン交換工事、吉岡放課後児童クラブの保育室の床修繕及び歩道防滑加工、園庭側溝設置工事に要します経費でございます。18節備品購入費は吉田児童館のパソコンプリンターの更新、鶴巣児童館の電子ピアノの更新、もみじヶ丘児童館幼児室の幼児用ベッド及び畳マット等の購入を行うものでございます。52ページでございます。19節負担金補助及び交付金の負担金は宮城県児童館連絡協議会黒川地区防火管理協議会防火管理講習会の負担金、及び新設する宮床児童館の水道加入の負担金。補助金は放課後児童支援員処遇改善補助金及び各児童館母親クラブへの補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長（千葉喜一君）

3款3項災害救助費1目復興支援費でございます。東日本大震災によります災害援護資金の貸し付けに要する費用でございます。

21節貸付金につきましては、災害援護資金の貸し付けを見込んだものでございます。続きまして……。

議 長 （馬場久雄君）

課長、課長、ちょっと時間がまだ早いんでありますが、ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は、午後 1 時からというふうにしたいと思います。

午前 1 1 時 5 2 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長千葉喜一君。

保健福祉課長 （千葉喜一君）

それでは、午後も引き続きよろしくお願いたします。

52ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。保健衛生総務費の主なものといたしましては、母子保健、乳幼児各種健診、出産祝い品贈呈事業、栄養改善、健康づくり推進、明るく元気で生きたいわ 健康21、自殺予防対策、黒川地域行政事務組合への負担金、水道事業への出資繰り出し、合併処理浄化槽特別会計への繰り出し等に要するものでございます。

1節報酬につきましては、食育推進会議の委員11名分の報酬でございます。53ページをお願いいたします。7節賃金につきましては、乳幼児健康診査、育児相談、訪問指導等に係ります保健師、看護師から心理相談員等の賃金でございます。8節報償費につきましては、保健推進員、乳幼児健診時の医師、歯科医師への謝礼、健康たいわ 21推進員、健康づくり推進協議会委員、自殺予防対策連絡協議会委員への謝礼等、及び献血の際の記念品代、さらには出産祝い品の絵本代等に要します報償金、賞賜金でございます。9節旅費でございます。旅費につきましては、食育推進員等の費用弁償及び保健師の研修旅費等でございます。11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品のほか公用車の燃料費、会議開催時のお茶代、健康づくり推進事業、母子保健事業、乳幼児健診及び各種健診時等に要します医薬材料の購入費、母子手帳、啓発用パンフレット等の印刷製本費並びに公用車の車検等に要する費用でございます。12節役

務費につきましては、郵送料の通信運搬費及び健診用シーツ等のクリーニング代、公用車の保険料でございます。13節委託料につきましては、休日の当番医制度事業及び妊婦健診、各種乳幼児健診並びに健康づくり地区モデル事業の委託業務に要する費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、ふれあい教室研修開催時のバス借上料及び精密健康診査対象者ケア会議等に要します有料道路通料料、駐車場使用料でございます。54ページをお願いいたします。18節備品購入費につきましては、健診時等に使用いたします座卓を購入する費用でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金といたしましては、黒川病院への大和町分の負担金、黒川病院への大和町分の負担金として黒川行政事務組合への負担金でございます。さらには、各種医療対策委員会等への負担金でございます。補助金といたしましては、保健推進委員会及び食生活改善推進委員会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健康診査助成に要する費用でございます。24節投資及び出資金につきましては、上水道の広域化対策事業及び旧簡易水道事業につきましの水道事業会計への出資金でございます。27節公課費につきましては、自動車重量税でございます。28節繰出金につきましては、水道事業会計に高料金対策及び旧簡易水道への補助及び合併処理浄化槽の建設分と管理分の一部として戸別合併処理浄化槽特別会計への繰り出しをするものでございます。

続きまして、2目予防費でございます。予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康診査、各種がん検診のほか健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要する費用でございます。

7節賃金でございます。健診準備に係ります事務補助員、各種健診、健康相談時におきます保健師から歯科衛生師等に要する賃金でございます。8節報償費につきましては、予防接種健康被害調査会委員6名への謝礼、健康づくりモデル事業等の研修開催時の講師謝礼等でございます。55ページをお願いいたします。11節需用費につきましては、事務用品等の消耗品のほか公用車の燃料費、各種健診の申込書、通知書の印刷、さらには予防接種等の通知予防接種券の印刷代、医薬材料費に要します費用及び機器等の修繕料を予定するものでございます。12節役務費につきましては、予防接種、各種がん検診等の郵送料の通信運搬費及びクリーニング代や保険料等の手数料でございます。13節委託料につきましては、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種法に基づきます個別予防接種、及び感染症法に基づきます結核健康診断、さらには新たに予定しております成人歯周病健診を含みます健康増進法に基づきます健診の一般的な基本健診と各種がん検診の委託に要する費用でございます。14節使用料及

び賃借料につきましては、予防接種従事者及びがん検診等の研修会の際の駐車場使用料でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

続きまして、55・56ページをごらんいただきたいと思います。3目の環境衛生費になります。最初に、環境衛生総務費の2,939万3,000円の関係の内訳でございます。

7節賃金につきましては、花いっぱい運動の花壇の耕起、それから管理賃金となるものでございます。8節報償費は環境美化推進員の謝金です。9節旅費につきましては、職員の研修会時の旅費。11節需用費は防疫薬剤代、花いっぱい運動時の花、それから肥料代、ごみ啓発チラシの印刷代、防疫用機械の修繕料となっております。12節役務費は空き地除草の際の通信費、13節委託料は不法投棄防止対策事業としてのパトロール及び撤去作業委託、臨時粗大ごみ引き取りのごみ運搬業務委託、春・秋町内一斉清掃時のごみの運搬業務、さらに町道周辺の清掃業務の委託となっております。19節補助金は町環境衛生組合連合会並びに黒川食品衛生協会大和支部への補助金でございます。

次に、環境計画推進費のうち、55万1,000円でございますが、これに関しましては、エコファクトリー周辺対策としての水質検査、ダイオキシン検査及びアスベストの検査ということで検査機関への委託料となるものでございます。

次に、環境マネジメントシステム事務推進費57万2,000円の内訳でございますが、11節需用費がプラごみ用の袋購入費、13節委託料がペーパーリサイクル処理の委託費、19節負担金はみやぎグリーン購入ネットワークへの年会費となるものでございます。

次に、公害対策費164万9,000円の内訳としましては、11節需用費は乾電池及び記録用紙などの消耗品代、13節の委託料につきましては、河川の水質検査の業務委託料、環境自動車騒音測定及び米軍射撃訓練時の振動と低周波の測定の業務委託料となるものでございます。

狂犬病予防費の289万9,000円としての内訳になります。11節需用費は犬の鑑札シール作製料、啓発グッズ代、集合注射者時の通知の通知文の印刷代、公用車の燃料と整備費となるものでございます。12節役務費につきましては、電話料、公用車の保険料

代など、13節委託料につきましては、狂犬病予防集合注射時の業務委託料となるものでございます。14節使用料につきましては、狂犬病予防注射時の会場借り上げとなるものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長三浦伸博君。

まちづくり政策課長 （三浦伸博君）

3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、環境審議会委員報酬及び費用弁償でございます。11節需用費につきましては、事務用品のほか会議の際のお茶代でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 （長谷 勝君）

56ページをお願いいたします。4款2項1目廃棄物処理費になります。一般廃棄物の処理費用とごみ埋立場の維持管理費となるものでございます。

1節報酬につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員9名の報酬となるものでございます。8節報償費は資源回収奨励金でございまして、資源回収団体に対し、1キロ当たり4円、1円値上げしまして4円の奨励金ということで予定してございます。9節旅費につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償となるものでございます。11節需用費につきましては、クリーンステーションの立て看板、ホール、それから一般家庭用のごみ収集計画表、廃棄物処分券、廃棄物搬入許可証などの印刷代、それと吉岡南クリーンステーションですが、平成30年度に塗裝修繕工事を予定してございます。12節役務費につきましては、クリーンヤードのコンテナ保管庫の火災保険料となるものでございます。13節委託料につきましては、一般廃棄物の収集運搬の委託料、ごみ埋立地の除草業務の委託料となるものでございます。19節負担金につきましては、黒川行政事務組合への負担金となるものでございまして、し尿処理経費分が1,916万8,000円、ごみ処理経費としまして7億3,853万6,000円、最終処分場の経費と

しまして2,178万2,000円となるものでございます。補助金につきましては、クリーンステーション25カ所の整備の補助金ということでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

農業委員会事務局長大塚弘志君。

農業委員会事務局長（大塚弘志君）

57ページをお願いいたします。5款農林水産業費1項1目農業委員会費でございます。農業委員会総務費及び農業者年金委託事業費でございます。

1節報酬につきましては、農業委員10名及び農地利用最適化推進委員14名分の報酬でございます。7節賃金につきましては、事務補助員3カ月分の賃金でございます。9節旅費につきましては、農業委員会総会出席及び案件の現場調査に係ります費用弁償、農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修旅費等でございます。10節交際費につきましては、農業委員会会長交際費でございます。11節需用費の消耗品につきましては、総会議案書等コピー代ほか事務用品代、公用車の燃料費、農地パトロールの際のお茶代、印刷製本費につきましては農業委員会だより及び事務用の封筒印刷代でございます。12節役務費につきましては、郵便料金等々の通信運搬費及び登記事項証明書等オンライン交付手数料でございます。13節委託料につきましては、農家基本台帳システム保守業務の委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、農業委員等研修に係りますバス借上料及び有料道路交通料でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、一般社団法人宮城県農業会議ほか2団体への負担金、補助金につきましては、認定農業者連絡会及び農業者年金加入者協議会への補助金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、2目農業総務費でございます。産業振興課所管と財政課所管分がございますので、最初に産業振興課所管分について、ご説明いたします。

農業総務費は、主に農政推進一般、宮床ふれあい農園及び公用車の管理に要するものでございます。

8節報償費の賞賜金は農協まつりの際の農林産品品評会の副賞に要するものでございます。11節需用費の消耗品は一般事務用品であり、14万5,000円の計上でございます。燃料費は公用車の燃料代であり、8万5,000円の計上でございます。光熱水費はふれあい農園の水道代、電気代であり、19万4,000円の計上でございます。修繕料はふれあい農園の管理機の修理代等であり、5万4,000円の計上でございます。12節役務費の手数料は更新する公用車1台の登録手数料、自動車損害保険料は更新する公用車1台の自賠責保険料等であり、保険料はふれあい農園の管理棟建物共済に要するものでございます。13節委託料の業務委託はふれあい農園の管理委託料であり、34万円の計上、施設備品管理委託はふれあい農園の浄化槽維持管理・清掃委託であり、13万7,000円の計上でございます。59ページをお願いいたします。18節備品購入費の機械器具費は公用車1台の更新費用と現場用防水デジタルカメラ1台の購入費用であり、312万2,000円の計上をお願いするものであります。19節負担金補助及び交付金の負担金はみやぎ農業振興公社及び鳴瀬川水系さけ・ます増植協会への負担金でございます。27節公課費は更新する公用車1台の自動車重量税でございます。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、もう一度58ページをお開きをいただきたいと思います。2目農業総務費のうち、財政課所管となります基幹集落センター等管理費と町民研修センター管理費につきまして、ご説明させていただきます。

7節賃金につきましては、施設周辺環境整備作業の作業員賃金の計上でございます。11節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品に15万2,000円、施設の燃料代として41万3,000円、使用申請書等の印刷製本費に10万9,000円、電気料や上下水道使用料等の光熱水費として246万円、施設の各種修繕料として195万3,000円を計上するものでございます。次に、12節につきましては、通信運搬費と火災保険料を計上してございます。火災保険料につきましては、施設建物の保険料でございます。13節委託料につきましては、業務や施設管理委託といたしまして町民研修センターの窓口業務、

清掃業務、巡視業務、落合ふるさとセンター管理業務、宮床基幹集落センター清掃、及びそれぞれの施設の防火施設等の保守点検業務等の委託料を計上してございます。委託料の総額といたしましては、999万円となっております。59ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料につきましては、全額施設管理関係でございます。町民研修センターのAED借上料、各施設のテレビ受信料及び清掃用具借上料でございます。15節工事請負費につきましても、施設管理の経費でございます。町民研修センターの暖房設備改修工事、空調設置工事、便器洋式化工事等に要します経費を計上してございます。18節備品購入費につきましては、庁用器具機械器具で6万2,000円を計上してございますが、液晶テレビとテレビ台を購入する費用を計上してございます。

財政課所管分、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、3目農業振興費でございます。主に農業の振興、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣対策事業等に要する経費でございます。

1節報酬につきましては、農業振興地域整備促進協議会委員18名の報酬及び鳥獣被害対策実施隊の隊員39名の報酬でございます。8節報償費の報償金は農業経営改善相談支援チーム員になっております宮城県農業士1名分の報償でございます。9節旅費につきましては、農業振興地域整備促進協議会の際の費用弁償及び認定農業者等研修会の旅費でございます。11節需用費の消耗品につきましては、コピー代、産業まつりの際の参加賞品、イノシシ捕獲用のわな及び追い払い用爆竹、事務用消耗品でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代。食糧費につきましては、多面的機能支払交付金事業の事務指導及び会議の際のお茶代。印刷製本費につきましては、封筒の印刷代に要するものでございます。12節役務費につきましては、有害鳥獣対策用の携帯電話等に要する経費でございます。60ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、宮城県青果物価格安定総合補償協会のほか5団体への負担金。補助金につきましては、廃プラスチック等の農業生産資材適正処理推進事業への助成、農業経営基盤強化資金利子補給費、野草駆除に係る農地等環境保

全対策事業への助成、たいわ産業まつり実行委員会への助成、水稻いもち病やカメムシ防除に係る黒川地域農作物病害虫防除推進協議会への助成、農作物生産農家が産直用野菜生産に向けて導入する産直リースハウス事業者に対しての助成、産地育成対策事業としまして曲がりねぎ生産に係ります管理機を導入する際の助成、ブルーベリー生産拡大事業への助成、加工業務用野菜生産対策事業への助成、農林業災害対策資金利子助成、町内35組織で取り組みます多面的機能支払交付金事業への助成。農地集積・集約化対策事業としまして、経営転換耕作者及び地域集積協力者に対しての補助金の交付。中山間地域振興事業としまして、吉田みどりの少年団活動とあさひな農協での特産品普及推進事業等への助成、中山間地域指定の宮床難波地区及び吉田金取北地区の一部地域が取り組む農業用施設等の維持保全事業に係る中山間地域等直接支払交付金事業への助成、有害鳥獣被害対策として狩猟免許等の新規取得及び更新に係る経費への助成。新規事業としまして、有害鳥獣被害対策防止施設補助事業は農地へ設置する電気柵や侵入防止柵などを購入する費用への助成でございます。

次に、4目の畜産業費でございます。畜産業の振興に係るものでございます。

13節委託料につきましては、福島第一原子力発電所事故による放射性物質400ベクレル以下の汚染牧草の堆肥化処理と8,000ベクレル未満の汚染牧草の焼却・収集運搬の業務委託料であります。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県畜産協会及び大和町畜産振興協議会への負担金でございます。補助金につきましては、肥育素牛販売促進対策事業として町内で生産されました子牛をJAあさひな管内の肥育農家が購入した場合に助成しようとするもの、また繁殖牛・子牛事故共済事業として流産や死産等に対する共済金として助成をするものでございます。61ページをお願いいたします。畜産・酪農収益協力整備等特別対策事業として、畜産農家が行う牛舎新築に対する助成でございます。25節積立金につきましては、肉用牛貸付事業運営基金への積立金でございます。

次に、5目農地費でございますが、農地一般と県営土地改良推進事業費及び農業集落排水事業等に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、もみじヶ丘ため池周辺の除草及び農業用施設の環境維持管理に要する作業員賃金でございます。8節報償費につきましては、県営嘉太神ダムため池事業の施工申請に伴う同意徴収作業等にご協力をいただいた申請人と水利組合に対しての謝礼でございます。9節旅費につきましては、技術研修会及び現地等検協議会に係る旅費でございます。11節需用費の消耗品費につきましては、アユ、イワナ、サケ、マス等の稚魚放流の際の稚魚代及びコピー代。印刷製本につきましては、農業

農村整備事業管理計画書に係る図面印刷代。光熱水費につきましては、マエノ大橋街路灯の電気代。修繕料につきましては、農業用施設の小破修繕に要するものでございます。12節役務費につきましては、農業用ため池水路頭首工など248カ所の農業用施設の賠償責任保険料でございます。13節委託料につきましては、杜の丘調整池管理業務委託料に要するもの、及び豊かなふるさと保全整備事業で行う相川堰取水路のり面工事の測量設計業務に要するものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、労務資材単価の著作権使用料でございます。15節工事請負費につきましては、相川堰水位計交換工事、鼠谷樋管修繕工事、及び豊かなふるさと保全整備事業で行う相川堰取水路のり面工事に要するものでございます。16節原材料につきましては、農道補修用材料費でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県土地改良事業団体連合会ほか4団体への負担金。62ページをお願いいたします。補助金につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業で行う大平排水機場への整備補修への助成と町内4カ所の排水機場洪水調整事業に係るものでございます。28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

6目水田農業対策費でございますが、水田農業推進に要する費用でございます、経営所得安定対策の推進、転作への助成及びひと・農地プランに要するものでございます。

7節賃金につきましては、転作等の現地確認の際の立会人の賃金でございます。8節報償費につきましては、ひと・農地プラン検討委員7名の報償金でございます。11節需用費の消耗品につきましては、印刷用トナー代、事務用消耗品代等に要する経費。食糧費につきましては、集落代表者説明会等のお茶代でございます。12節役務費の通信運搬費につきましては、集落代表者説明会の案内発送の切手代でございます。13節委託料につきましては、水田台帳システム保守業務、水田農業視察研修業務の委託に要するものでございます。14節使用料及び賃借料の機械借上料は水田台帳地図情報システム賃借料、車借上料は転作の現地確認の際の車借上料でございます。19節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、水田農業構造改革対策推進事業としまして大和町地域農業推進協議会への助成、水田営農条件整備事業として機械整備を行う4団体への助成、及び環境保全型農業直接支払交付金として環境保全米に取り組む組織に助成するものでございます。

5款2項1目の林業振興費でございます。林業の振興一般、森林の整備、森林病虫害の防除等に要する費用でございます。

63ページをお願いいたします。7節賃金につきましては、林道の除草、倒木の除去

等に係る賃金でございます。11節需用費の消耗品につきましては、原木シイタケPR用品等に係るもの。食糧費につきましては、大和町緑化推進委員会開催時のお茶代でございます。修繕料につきましては、林道の小破修繕料でございます。13節委託料につきましては、森林管理巡視業務及び林道大平桑沼線ほかの除草業務、林道高倉線側溝土砂撤去業務、林地台帳システム保守管理業務、林地台帳原案編集業務、せせらぎの森維持管理業務、南川ダム周辺の千本桜の維持管理業務及び森林病虫害等防除業務に要するものでございます。15節工事請負費につきましては、林道高倉線ののり面修繕工事に要するものでございます。16節原材料費につきましては、林道等維持管理補修用資材代でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県林業振興協会ほか7団体への負担金でございます。補助金につきましては、林業地域振興事業費として大和町林業地域振興協議会への活動助成。森林保全推進費として宮床生産森林組組合及び吉田愛林公益会への森林整備事業に対する助成。民有林育成対策推進事業費は宮床生産森林組、吉田愛林公益会及びみやぎ生協が実施する民有林の整備を、黒川森林組合がとりまとめて補助申請を行うものに対して補助に合わせて上乘せ補助をいたすものでございます。

次に、5款3項1目の水産業振興費でございます。宮城県が開発した全雌三倍体である伊達いわなの振興を図るために要する費用でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、伊達いわなをPRするための販売促進用資材、試食用材料等に係るもの。印刷製本費につきましては、PRチラシの作成費用でございます。13節委託料につきましては、伊達いわなのPR用マスコット作製業務に要するものでございます。64ページをお願いいたします。18節備品購入費につきましては、伊達いわなの展示用水槽2基を購入するために要するものでございます。

次に、6款1項1目商工総務費につきましては、職員の人件費に係るものでございます。

2目商工振興費につきましては、商業及び工業の振興、企業誘致活動に係る経費でございます。

7節賃金につきましては、大和リサーチパーク緑地の支障木伐採及び除草作業の賃金でございます。8節報償費につきましては、企業等連絡懇話会の際の講師謝礼でございます。9節旅費につきましては、企業訪問に係る職員の旅費、及び東京名古屋で開催されます企業立地セミナーへの参加旅費でございます。11節需用費の消耗品につきましては、コピー代や事務用品のほか企業訪問の際の手土産代や新規立地企業の起工式、竣工式での祝い品等。食糧費につきましては、企業等連絡懇話会に係るもの。

印刷製本費につきましては、工業団地等PRパネルの印刷代。修繕料につきましては、企業案内看板の修正等に係るものでございます。14節使用料及び賃借料の車借上料につきましては、来庁者送迎用の車代。有料道路通料料につきましては、企業訪問の際の自動車道路通行料でございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、大和町中小企業振興資金保証料のほか2団体への負担金。補助金につきましては、くろかわ商工会の経営改善普及事業、地域総合振興事業への助成、65ページをお願いいたします。割増商品券発行事業への助成。商店街担い手育成支援事業として大和まると市への助成、大和町中小企業振興資金に対する利子補給。店舗改修、店舗取得・改修事業費につきましては、空き店舗などを取得改修して起業する方への助成、町小規模事業者経営改善資金融資、いわゆるマルキン資金に対する利子補給。企業立地奨励金につきましては、株式会社小林ほか3社に対する奨励金に係るものでございます。21節貸付金につきましては、大和町中小企業振興資金の預託金でございます。22節補償補填及び賠償金につきましては、大和町中小企業振興資金損失補償料でございます。

次に、3目観光費でございますが、観光振興一般、観光施設維持管理、まほろば夏まつりやお立ち酒全国大会のほか、本町の物産振興を図るための大和町観光物産協会への助成や各種イベントに対する助成に要する経費でございます。

7節賃金につきましては、船形山登山道、升沢七ツ森遊歩道、旗坂野営場の刈り払い等に係る賃金、七ツ森遊歩道と升沢避難小屋の管理人に係る賃金でございます。11節需用費の消耗品費につきましては、イベント用消耗品のほか旗坂キャンプ場の清掃用具代でございます。燃料費につきましては、公用車の燃料代等。印刷製本費につきましては、まほろば大使の名刺印刷代。光熱水費につきましては、旗坂野営場の公衆トイレと七ツ森遊歩道入り口に設置する公衆トイレの電気料及び上下水道料。修繕料につきましては、観光施設の小破修繕料でございます。12節役務費の手数料につきましては、旗坂野営場の水質検査手数料及びイベントで着用しておりますはんでん等のクリーニング代。火災保険料につきましては、陶芸体験館ほか観光施設9施設に係るものでございます。自動車損害保険料につきましては、公用車の任意共済保険料。保険料につきましては、尾花沢花笠踊り及び花巻市石鳥谷まつり参加者の保険料でございます。13節委託料につきましては、七ツ森陶芸体験館、七ツ森ふれあいの里、四十八滝運動公園、ダイナヒルズ公園の4施設に係る指定管理料のほか13カ所の公園管理及び旗坂野営場ふれあいの里の浄化槽維持管理清掃業務、七ツ森遊歩道入り口に設置します公衆トイレの実施設設計業務、吉岡宿本陣案内所運營業務、観光プロモーション

事業としてバスツアー業務などの委託料でございます。14節使用料及び賃借料の会場借上料につきましては、船形入山届出冬季専用ポスト設置小屋及び吉岡宿本陣案内所に係るものでございます。車借上料につきましては、山形県尾花沢市で開催されます花笠踊りほかへの交流参加の際の送迎用バス借上料でございます。有料道路通料料につきましては、花巻市石鳥谷まつりに参加の際の高速道路通行料でございます。66ページになります。15節工事請負費につきましては、七ツ森遊歩道入り口への公衆トイレの設置、升沢遊歩道の升沢橋改修、七ツ森陶芸体験館屋根外装塗装に係るものでございます。19節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、県立自然公園船形連峰御所山連絡協議会ほか3団体への負担金。みやぎまるごとフェスティバル2018などのイベント参加への負担金、防火管理者講習会受講料及び信楽寺公園入り口のトイレ、済みません。七ツ森遊歩道入り口への公衆トイレ設置に伴う水道加入金などがございます。補助金につきましては、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会実行委員会、島田飴まつり実行委員会、七ツ森湖畔公園花まつり実行委員会、まほろばまつり実行委員会及び復興マルシェ参加への助成でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、7款土木費になります。道路、河川、橋りょう、都市計画、町営住宅の維持管理・建設及び子育て支援住宅の造成・建設等に係る費用でございます。

初めに、1項1目土木総務費になります。道路台帳の作成及び修正業務及び用地対策業務、各種負担金等に要する費用であります。

67ページをお願いします。11節需用費の消耗品費につきましては、法令の追録、参考図書購入のほか収入印紙等の購入。食糧費については、用地及び補償協議等におけるお茶代に要する費用であります。12節役務費につきましては、携帯電話3台分の通信料及び使用料であります。13節委託料につきましては、町道桧木上舞野線改良舗装工事完了に伴う道路台帳修正ほか28路線、3.15キロメートルの台帳作成及び修正業務、国土調査の誤訂正などに伴う測量業務に要します費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、都市建設課用務の際の駐車場使用料及び建設物価調査会等の著作権使用料、用地及び補償協議等における会場借上料でございます。16節原材料費

については、土地境界等立ち会い用資材の購入に要する費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県道路協会ほか11団体への各負担金及び最下段でございます吉田川床上浸水対策特別緊急事業については、現在国県におきまして行っていただいております同事業で県事業区間内国道457号綱木橋上流部で国土調査等が行われない場所が判明し、事業を進めるためには、その一部を買収する必要があることなどから、国土調査より抜けておりました土地について、県が地籍調査を行うための負担金で、買収予定筆を除く部分について町の負担となるものでございます。

続きまして、2項1目道路維持費になります。道路・側溝・舗装の各種修繕、街路樹の剪定や除草、道路維持作業車の管理等町道の維持管理及び街路灯、バスターミナルの管理費並びに除雪費用に要する費用でございます。

68ページでございます。7節賃金につきましては、山間部等の町道除草地区委託分及び街路樹の剪定作業、路肩補修に係る作業賃金であります。11節需用費のうち、消耗品費は土のう袋や除草剤等道路維持作業等資材のほか、3.5トンダンプ、道路パトロール車等公用車両の消耗品費、燃料費は道路維持管理車両のガソリン代等、光熱水費は街路灯、バスターミナルに係る電気料及び上下水道料に要する費用であります。修繕料は公用車両の車検修理費及び街路灯の修繕費でございます。12節役務費につきましては、車検時の印紙代及び都市建設課所管車両の自動車損害保険料、バスターミナルの待合所の火災保険料。13節委託料につきましては、植樹帯の除草業務、街路樹の剪定業務、堆積土砂の撤去作業、バスターミナルの待合所の清掃・警備に要するもののほか、1カ月分の除雪に要する費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、町道南青木柴崎線ほか2路線の土地の借上料。15節工事請負費につきましては、町道台ヶ森線ほか2路線の舗装修繕、町道大崎三ノ関線ほか2路線の側溝修繕、町道もみじヶ丘3号幹線の歩道修繕に要する費用であります。16節原材料費につきましては、碎石・アスファルト合剤等道路維持補修用の資材、道路付属物の資材購入に要します費用でございます。18節備品購入費につきましては、修繕作業や夜間時の非常用電源としまして使用します小型発電機の購入に要します費用でございます。27節公課費につきましては、都市建設課所管分の車両5台分の重量税でございます。

続きまして、2目道路新設改良費になります。国土交通省補助事業、防衛省補助事業、町単独事業に係るものであります。

11節需用費のうち、消耗品費はコピー代及び積算資料図書の購入代、その他一般事務用品等に要する費用。69ページをお願いします。食糧費については、工事等説明会時のお茶代など、印刷製本費は補助事業申請時に係る図書作成等に要する費用であり

ます。12節役務費につきましては、町道幕柳大平線用地取得に係る不動産鑑定及び分筆登記に要します費用でございます。13節委託料につきましては、国土交通省事業としまして町道高田杉ヶ崎線洞堀川にかかります杉ヶ崎橋ほか9橋の橋りょう長寿命化修繕計画等策定業務、防衛省補助事業として町道宮床山田線の舗装改良事業の測量設計及び単独事業としまして吉岡西原弁天ため池東側を通ります町道西小路線の道路改良工事に係ります測量設計に要する費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、土木積算システム2台の借り上げに要する費用でございます。15節工事請負費につきましては、国土交通省事業としまして町道吉岡宮床線1級河川鳴瀬川水系吉田川にかかります高田中央橋の左岸側の橋台設置工事、防衛省事業で昨年度から継続で引き続き行います流通平1号線もみじヶ丘幹線3号線、幕柳大平線、前河原熊谷線の舗装改良工事、天皇寺地区排水路整備工事、単独事業で町道小鶴沢線の舗装改良工事、県道塩釜吉岡線西川にかかります車橋かけかえに伴います鳥屋1号線の道路取りつけ工事に要します費用であります。17節公有財産購入費につきましては、町道幕柳大平線舗装改良事業に伴います土地購入に要します費用であります。

続きまして、3目橋りょう維持費でございます。

11節需用費の修繕料については、橋りょうの小破修繕に要します費用であります。

4目交通安全施設整備事業費になります。

15節工事請負費につきましては、交通安全施設工事としまして町道吉岡吉田線ほか11路線の区画線設置工事に要します費用。16節原材料費につきましては、カーブミラー・デリゲーター等の購入に要します費用でございます。

続きまして、3項1目河川費になります。

7節賃金につきましては、準用河川の支障物除去作業、吉田川河川公園除草人夫に要します費用でございます。11節需用費の消耗品費は油漏れ等に対応します吸着マット及び事務用品購入の消耗品費。光熱水費については鶴巣大崎地区の西川左岸側の樵樋管及び鳥屋地区の西川右岸側の西川樋管に係る電気料であります。13節委託料につきましては、西川及び鳥屋樵樋管操作管理に要する費用でございます。15節工事請負費につきましては、小鶴沢処理場関連であります。寺ノ沢水路69メートルの工事費。19節負担金補助及び交付金につきましては、河川愛護団体であります大和町河川愛護会7河川18地区の除草作業等事業への助成を行うものであります。

70ページをお願いします。4項1目都市計画総務費でございます。都市計画の事務、都市計画審議会及び協議会への負担金になります。

1節報酬及び9節旅費につきましては、都市計画審議会长ほか8名、年3回に要し

ます費用でございます。11節需用費につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入、都市計画審議会におけるお茶代に要します費用、都市計画図等印刷用プリンターの修繕料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、全国街路事業促進協議会への負担金でございます。25節積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、2目下水道費28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰り出し分となります。

次に、3目公園費になります。都市公園31カ所、都市緑地4カ所及び緑道等22カ所の維持管理に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、砂場等の砂補充やベンチの板等の交換に要します費用であります。11節需用費につきましては、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託の公園の蛇口及び照明灯修繕など。12節役務費につきましては、公園のトイレ、四阿等の火災保険料及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料に要します費用でございます。13節委託料につきましては、株式会社大和地域振興公社への都市公園指定管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への委託に要します費用及び30年度でもみじ・杜の丘において行っております都市再生整備事業が完了となります。本事業を行ったことによる事業効果分析調査業務を行うための委託料でございます。15節工事請負費につきましては、都市再生整備事業によりますもみじヶ丘歩道橋工事、杜の丘1号から3号公園の整備工事に要します費用でございます。

71ページをお願いします。続きまして、5項1目住宅管理費になります。町営住宅につきましては、木造住宅36戸、中高層アパート140戸、合わせて176戸の維持管理に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、住宅敷地内の側溝等清掃に要します費用でございます。11節需用費、消耗品費については法令の追録代、図書その他事務用品の購入に要します費用でございます。修繕料につきましては、各住宅の配水管、電気設備、明け渡し時等の修繕西原第1の受水槽外面、同じく2号棟の給水ポンプの修繕に係る費用でございます。12節役務費につきましては、収入申告等の返信用切手代、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及び明け渡し時のクリーニングに要します費用でございます。13節委託料につきましては、住宅の消防設備の保守点検、アパートの受水槽の清掃点検業務、住宅敷地内の除草等管理業務、計量法に基づきます検満メーター交換業務、消防設備警報器交換業務に要します費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、宮床下小路住宅の借地料でございます。15節工事請負費につしまし

ては、西原第3住宅の長屋タイプの解体工事、下町住宅1号棟送水ポンプ2台の交換工事、蔵下1号2号下町1号2号について駐車場でない場所に駐車している車両が見受けられますことから、住宅の安全を考慮し、車両進入防止柵を設置する工事を行うために要します費用でございます。19節負担金補助及び交付金については、防火管理者講習会受講に要します費用であります。

続きまして、子育て支援住宅建設費になります。子育て支援住宅整備事業に係る費用で、吉田地区の造成工事・住宅設計、鶴巣地区の造成工事・住宅設計及び住宅解体、落合地区の造成・設計等に要します費用でございます。11節需用費はコピー用紙代及びコピー料金等の消耗品費。12節役務費につきましては、鶴巣地区の開発許可申請手数料並びに吉田鶴巣の建築確認申請に要します費用であります。13節委託料につきましては、吉田鶴巣地区の住宅詳細設計業務、落合地区については敷地造成実施設計業務に要します費用でございます。15節工事請負費につきましては、吉田地区造成工事、鶴巣地区既存住宅の解体工事並びに宅地の造成工事に要する費用でございます。72ページ。17節公有財産購入費につきましては、鶴巣地区予定地面積2,694.28平方メートルを本年度購入しております。今回購入した敷地については、現在実施設計を行っており、区画道路の配置や購入した敷地の有効利用を考えますと、隣接敷地2筆、面積にして617平方メートルの土地を購入することにより、より有効的に活用できますことから、その土地についての購入費用であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田地区鶴巣地区開発に伴います水道開発負担金に要します費用でございます。

以上が、7款土木費に係る支出でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

ここで、暫時休憩します。

休憩の時間は、10分間といたします。

午後2時04分 休 憩

午後2時16分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長櫻井和彦君

総務課長（櫻井和彦君）

それでは、引き続きよろしくお願いたします。

72ページでございます。8款1項消防費1目常備消防費でございます。

19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係ります負担金でございます。

次に、2目非常備消防費でございます。消防団員の報酬と出動手当や団員の装備品の購入代のほか各種訓練などを行う際の経費等を計上いたしましたものでございます。

1節報酬でございます。消防団員565名に対します報酬でございます。8節報償費につきましては、団員表彰の際の記念品代でございます。9節旅費につきましては、団員の出動手当や研修に係ります旅費等でございます。11節需用費につきましては、新入団員の活動服あるいは安全靴及びヘルメット、火気演習用資材等の購入に要します経費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、火災出動の際の車の借上料及び駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県市町村非常勤消防団員補償報賞組合等への負担金及び町婦人防火クラブ連合会への補助金でございます。

次に、3目消防施設費でございます。防火水槽や消火栓などの消防施設、小型動力ポンプ付軽積載車の維持管理に要する経費を計上いたしております。

11節需用費につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代や消防ポンプ小屋の電気料及び消防水利標識、消防用ホース等に要します経費、小型動力ポンプ軽積載車に要する修繕費等でございます。次のページ、73ページになります。12節役務費でございます。消防ポンプ車の保険料等でございます。13節委託料でございます。もみじヶ丘防火水槽の管理委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、消防自動車車庫の土地借上料でございます。18節備品購入費につきましては、ナカマチ班の消防ポンプ車購入費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、消火栓の維持管理費及び無線従事者講習会受講料等でございます。27節公課費につきましては、自動車ポンプ等の自動車重量税でございます。

次に、4目水防費でございます。水防活動に要します経費を計上いたしております。

8節報償費でございます。水防協議会の委員13名に対します報賞金でございます。9節旅費につきましては、水防活動出動に対します費用弁償でございます。11節需用費につきましては、水防倉庫の備蓄資材購入代、水防活動時の食事代などございま

す。12節役務費につきましては、災害時の優先電話料でございます。16節原材料費につきましては、水防倉庫に備蓄をいたします土のう用の洗い砂購入に要します経費でございます。

次に、5目災害対策費でございます。地域防災訓練に要します経費、自主防災組織の設置促進及び木造住宅耐震診断士派遣事業や家具転倒防止事業等に要します経費を計上いたしております。

1節報酬につきましては、防災会議の委員15名に対します報酬でございます。8節報償費につきましては、自主防災組織に関します研修会の講師謝金を計上いたしております。9節旅費につきましては、防災会議委員の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、非常用食糧の購入代、自主防災組織に対応いたします救急工具代、地域防災訓練の際の炊き出し訓練用白米の購入代などがございます。74ページのほうに入ります。12節役務費でございます。衛星電話の電話料、震度計情報等回線使用料、避難所用Wi-Fi利用料及び地域防災訓練で使用いたします消火器の詰めかえ手数料などがございます。13節委託料でございます。携帯無線機の保守点検委託及び避難所用Wi-Fiの管理委託料や木造住宅耐震診断士派遣委託料などがございます。18節備品購入費でございます。自主防災組織に対応いたします発電機の購入に要します経費でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。県地域衛星通信ネットワーク市町村等無線局管理負担金、電波利用料及び木造住宅耐震改修工事助成金などを措置したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

続きまして、9款教育費についてご説明申し上げます。1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の運営に係る経費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、教育委員4名の報酬及び費用弁償等でございます。10節交際費につきましては、教育長交際費でございます。11節需用費につきましては、事務用消耗品、コピー代及び参考書籍講読料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、教育委員研修会の際の有料道路通料料及び有料駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金としまして仙

台管内教育委員会協議会ほか1団体に対するものでございます。

続きまして、2目事務局費につきましては、教育委員会事務局運営費、確かな学びプロジェクト事業。75ページをお願いいたします。学校ICT環境整備事業、学び支援コーディネーター等配置事業及び志まなび塾事業に要する経費の計上でございます。

1節報酬につきましては、心身障害児就学指導審議会委員、いじめ問題対策連絡協議会等委員の報酬でございます。7節賃金につきましては、嘱託員であります教育相談員2名を、大和中学校・宮床中学校にそれぞれ配置するものであります。8節報償費のうち報償金につきましては、教育職員の各種研修会講師、学び支援コーディネーター、サマースクール等のボランティア及び「夢と希望と志を語る会」の講師謝礼であります。賞賜金につきましては、教育論文応募者に対するものでございます。9節旅費のうち費用弁償につきましては、心身障害児就学指導審議会委員及びいじめ問題対策連絡協議会等委員及び学び支援コーディネーター等に対するものでございます。普通旅費は教育長が出席します各種会議等の旅費及び教職員の各種研修会講師旅費でございます。特別旅費は志まなび塾の参加者旅費でございます。11節需用費のうち消耗品につきましては、コピー代と一般事務用品、就学時健診用消耗品などでございます。76ページをお願いいたします。印刷製本費につきましては、町の学校教育について紹介します冊子「大和町の学校教育」、小中学校教員を対象に募集します教育論文集などに要するものでございます。12節役務費のうち通信運搬費につきましては、通信用切手代、ファクシミリ回線利用料で、手数料につきましては自動検査用器具点検料ほかでございます。保険料として公用車自動車損害保険料及び学び支援員に傷害保険料等を計上いたしております。13節委託料につきましては、標準学力調査アイチェックに係るもの、土曜学習まほろば塾、こころのプロジェクト「ユメセン」事業及び外国語指導助手の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料の機械借上料につきましては、教育用パソコン教職員用パソコンの賃借料、車借上料につきましては夢と希望と志を語る会、特別支援学級移動学習時におきますバス借上料、教育関係会議による有料道路通行料、駐車場使用料の計上でございます。入場料は志まなび塾の際の施設入館料でございます。18節備品購入費の庁用器具費につきましては、小中学校教職員用パソコン購入費でございます。19節負担金補助及び交付金のうち負担金につきましては、黒川けやき教室を運営しております黒川地域行政事務組合に対します負担金ほか4団体に対する負担金でございます。25節積立金につきましては、学校校舎建設基金、学校教育振興基金にそれぞれ利子相当分の積み立てを行うものでございます。

次に、2項1目学校管理費につきましては、小学校6校の施設維持管理及び児童・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要する費用の計上でございます。

1節報酬につきましては、学校医16名、薬剤師4名に対する報酬でございます。7節賃金につきましては、事務補助員、各小学校の環境整備の作業員、体育館巡視員及びプール監視員の賃金でございます。8節報償費、報償金につきましては、林間教育サポーター謝金。賞賜金につきましては、運動会賞品及び卒業記念品代に要する費用でございます。11節需用費の主なものとしましては、小学校6校で使用します消耗品。77ページをお願いいたします。小学校施設の維持管理に要する燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設・備品等の修繕でございます。12節役務費につきましては、電話使用料、インターネット回線使用料、プール水質検査料、火災保険料、施設賠償保険等の経費についての計上でございます。13節委託料につきましては、児童及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務員8名除雪・学校警備の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料の主なものとしまして車借上料につきましては、陸上記録会、林間教室等の児童輸送のほか難波地区児童輸送のための車借上料でございます。18節備品購入費の学校用備品につきましては、小学校6校に係ります学校管理用備品の計上でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下における児童の災害共済負担金及びほか4件の各種協議会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費でございます。教育振興費につきましては、教材備品の整備、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、学校図書支援員及び学習支援員を配置する経費について計上いたしております。8節報償費につきましては、スクールソーシャルワーカー2名の報償金でございます。9節旅費につきましては、スクールソーシャルワーカー2名の費用弁償でございます。78ページをお願いいたします。11節需用費につきましては、教材の消耗品及び教師用指導書代でございます。修繕料につきましては、パソコン等の修繕料でございます。12節役務費につきましては、小学校におけます不要試薬廃棄手数料、及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、たいわっ子芸術文化鑑賞の際の児童輸送のための車借上料でございます。18節備品購入費につきましては、一般教材及び学校図書購入に要します経費についての計上でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、4キロメートル以上の遠距離通学児童の保護者に対する交付金及び学校・地域共学

推進事業として各学校に交付をいたすものでございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護並びに特別支援学級児童に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

3目施設整備費につきましては、小学校施設の維持管理に要します経費でございます。

11節需用費の主なものにつきましては、消耗品として砂、碎石、消火器の更新費用、修繕料として小破修繕料等でございます。12節役務費につきましては、各学校におきます不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。13節委託料につきましては、FF暖房機、自家用電機工作物、消防設備、小荷物専用昇降機等の保守点検等の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。15節工事請負費につきましては、みやぎ環境交付金事業によりまして鶴巣小学校・落合小学校・宮床小学校の体育館LED照明器具交換工事のほか各校の消防設備、プール設備等の修繕工事に要します経費でございます。

3項1目学校管理費につきましては、中学校2校の施設維持管理及び生徒・教職員の健康診断、学校管理用の備品等の購入に要します経費でございます。

1節報酬につきましては、学校医7名、薬剤師2名の報酬でございます。79ページをお願いいたします。7節賃金につきましては、事務補助員、各中学校の環境整備の作業員、体育館巡視員及び用務員の賃金でございます。8節報償費の賞賜金につきましては、運動会の賞品及び卒業生への記念品等でございます。9節旅費につきましては、職員旅費でございます。11節需用費の主なものとしまして、一般消耗品、中学校2校の施設維持管理に要します燃料費及び光熱水費等の計上でございます。修繕料につきましては、施設備品等の修繕でございます。12節役務費につきましては、電話料、インターネット回線使用料、各種検査手数料及び火災保険料、賠償保険等の経費についての計上でございます。13節委託料につきましては、生徒及び教職員の循環器健診等の健康診断、学校業務の業務委託、スクールバス運行、除雪の業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、主なものとしましてスクールバスの転回場に係ります土地借上料、及び中総体駅伝大会スクールバス代替タクシー等の生徒輸送に係ります車借上料でございます。18節備品購入費の学校用備品につきましては、中学校2校に係ります学校管理用備品の計上でございます。19節負担金補助及び交付金でございます。80ページにかけてご説明いたします。負担金といたしまして黒川地区防火管理協議会ほか各種協議会の負担金、及び日本スポーツ振興センター災害共済として学校管理下におけます生徒の災害共済負担金の計上でございます。補助金とし

まして中総体東北大会等の参加事業費補助金の計上を行ってございます。

次に、2目教育振興費につきましては、教材備品の整備に要します経費、魅力ある学校図書館づくり、たいわっ子芸術文化推進事業、学校・地域共学推進事業等に係ります経費でございます。7節賃金につきましては、学校図書支援員2名及び学習支援員3名の配置に要します賃金でございます。11節需用費につきましては、教材の消耗品代でございます。修繕料につきましては、パソコン等の修繕料でございます。12節役務費につきましては、電話料及び不要試薬廃棄手数料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、たいわっ子芸術文化鑑賞の際の生徒輸送のための車借上料でございます。18節備品購入費につきましては、一般教材備品及び学校図書購入に要します経費について計上いたしております。19節負担金補助及び交付金につきましては、交付金としまして学校・地域共学推進事業として各学校へ交付を行うものでございます。20節扶助費につきましては、要保護及び準要保護生徒に対します援助費及び特別支援学級生徒に対します学用品や給食費等の扶助費でございます。

次に、3目施設整備費につきましては、中学校2校の施設維持管理に要する経費の計上でございます。

11節需用費の主ものにつきましては、消耗品としての砂、碎石代、修繕料として大和中学校誘導灯修繕等の小破修繕でございます。12節役務費につきましては、不要物品等の廃棄に伴います処理手数料でございます。13節委託料につきましては、FF暖房機、小荷物専用昇降機、自家用電機工作物、消防設備等の保守点検等業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借上料でございます。15節工事請負費につきましては、大和中学校火災報知設備改修工事に伴います工事費でございます。

81ページをお願いいたします。次に、4目中学校建設費15節工事請負費につきましては、宮床中学校校庭拡張整備工事に伴います県道取り付け道路舗装工事費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 (村田良昭君)

続きまして、4項1目社会教育総務費につきまして生涯学習推進のための各種講座、

文化講演会、家庭教育、青少年教育、学校教育、地域活動支援、放課後子ども教室、成人教育等の各種事業並びに施設管理を行うものでございます。

1 節報酬につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。8 節報償費につきましては、文化講演会、子育て講座講師及び協働教育本部事業に伴う謝金、原阿佐緒賞選考委員の謝金でございます。賞賜金につきましては、原阿佐緒賞の入賞者副賞のブロンズと少年の部の図書券でございます。9 節旅費につきましては、社会教育委員会議家庭教育サポーター視察研修会の費用弁償。特別旅費につきましては、親子ふれあいキャンプ、大和っ子未来塾や原阿佐緒賞の選考委員・受賞者の交通費・宿泊費でございます。82ページに移ります。11節需用費につきましては、各種教室の一般消耗品であります。また、公用車燃料費。食糧費につきましては、各種事業のお茶代等でございます。印刷製本費につきましては、生涯学習カレンダー、まほろば大学や文化講演会のチラシ、各種教室の活動記録の印刷代でございます。また、光熱費や小破修繕につきましては、民俗談話室に係るものでございます。12節役務費につきましては、各種講座への連絡用通信費、原阿佐緒賞短歌募集のための全国月刊誌「短歌」に掲載します広告料でございます。また、社会教育施設の火災保険料、各事業の講師及び参加者の傷害保険料でございます。13節委託料につきましては、原阿佐緒記念館ほか3施設に係る指定管理者、宮床歴史の村保存会への委託料、吉岡東官衙遺跡公園の管理委託料、民俗談話室の清掃委託料でございます。14節使用料及び賃借料でございますが、民俗談話室敷地の土地借り上げ、親子ふれあいキャンプの会場借上料、協働教育農作業用機械借り上げ、大和っ子未来塾、親子ふれあいキャンプのバス借上料、及び野外用品の備品借上料と高速代でございます。15節工事費でございますが、原阿佐緒記念館の屋根修繕、旧宮床伊達家の一部外壁を補修するものです。また、宮床歌の小道の根腐れをしている倒木のおそれのある木を伐採するものでございます。19節負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、郡町村社会教育委員連絡協議会県民会議の負担金、家庭教育サロン、ジュニアリーダー育成事業、大和っ子未来塾の参加者負担金でございます。補助金につきましては、PTA連合会、町民会議ジュニアリーダー連絡協議会、子ども会育成会への補助金でございます。

次に、2目公民館費でございますが、公民館総務費83ページお願いします。青少年、成人、女性、高齢者までの教育事業、芸術文化推進事業、図書室の運営上に係る経費でございます。

1 節報酬につきましては、公民館分館長41名分及び囑託公民館長の報酬でございます。7 節の賃金につきましては、図書室のパート職員4名分の賃金でございます。8

節報償費でございますが、報償金としまして分館長の研修会、ふるさと体感隊、植栽、料理教室等各教室での講師謝金、書き初め大会の審査員謝礼でございます。賞賜金につきましては、成人式の記念写真代及び書き初め大会の記念品でございます。9節旅費でございますが、分館長会議の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、図書購入費、一般事務消耗品、公用車燃料代、各教室と講座の材料費、町民文化祭協力者昼食代、成人式名簿や各種資料の印刷代、公用車の小破修繕でございます。12節役務費につきましては、電話料、連絡用通信費でございます。84ページお願いします。保険料につきましては、公民館総合補償保険料でございます。13節の委託料につきましては、町民文化祭での音響・照明業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、図書管理システムのソフト借上料及びリース料、来年度から2回実施予定のお達者クラブの移動健診の車借上料、高速代及び各種会議の駐車料でございます。19節負担金につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会に対するもので、補助金につきましては、連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会への補助金でございます。

次に、3目文化財保護費でございます。文化財保護・普及と文化財の調査を行っております。

1節報酬につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。7節賃金につきましては、作業員、嘱託員の賃金でございます。8節報償費につきましては、郷土史講座と文化財めぐりの講師謝礼でございます。9節旅費につきましては、文化財保護委員会会議の費用弁償等でございます。11節需用費につきましては、郷土史講座、文化財めぐりの一般事務消耗品、発電機燃料代、資料写真プリント代、信楽寺の光熱水費、水道、電気代でございます。修繕につきましては、小破修繕費用でございます。12節役務費につきましては、携帯電話使用料、郷土史講座及び文化財めぐりなどの連絡用通信費、信楽寺の水道開栓手数料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、発掘調査に係るバックホー、ダンプカー等の重機借上料及び郷土史講座の講師送迎タクシー代、文化財めぐりのバス借上料でございます。15節工事請負費でございますが、文化財の説明板の設置費でございます。85ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金につきましては、全国民俗芸能保存振興市町村連盟の負担金及び町内文化財等の保存会の補助金でございます。

次に、4目まほろばホール管理費でございます。

1報酬につきましては、まほろばホール運営委員会委員の10名の報酬でございます。7節賃金につきましては、窓口業務補助員2名分の賃金でございます。9節旅費につ

きましては、まほろばホール運営委員会委員の費用弁償でございます。11節需用費は一般事務消耗品、冷暖房燃料費、お茶代、電気料、上下水道料などの光熱費。修繕につきましては、和室の畳がえ、防火シャッター、あと公用車の小破修繕等でございます。12節役務費は電話料、連絡用通信費、小ホールのピアノ調律の手数料。建物火災、公用車及び施設保険料でございます。13節委託料につきましては、舞台設備操作業務、総合管理業務、休日窓口、植栽木の手入れ及び舞台照明や音響等の各種保守点検の施設備品管理委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDパッケージの借り上げ、電気料金システム回線使用料でございます。15節工事請負費につきましては、南側バルコニー防水工事、外構工事、監視カメラ入れかえ工事、手すり設置工事でございます。18節備品購入につきましては、大ホール用の液晶プロジェクター1台と学習等で使用するプロジェクター2台及びプロジェクター接続用ノートパソコン1台の購入費用でございます。19節負担金につきましては、黒川地区の危険物安全協会、防火管理協会及び公立文化施設協議会等でございます。補助金につきましては、町文化振興協会へ補助するものでございます。27節公課費につきましては、公用車重量税でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費につきましては、吉田・鶴巣・落合の教育ふれあいセンターの管理運営に係ります経費でございます。

7節賃金につきましては、体育館巡視員の賃金でございます。11節需用費の主なものとしまして、消耗品として砂、碎石代。施設の電気、水道料等。修繕料につきましては、落合教育ふれあいセンター暖房機修繕のほか小破修繕料でございます。12節役務費につきましては、飲料水検査及び火災保険料、施設賠償保険でございます。13節委託料につきましては、業務員の業務委託3名分、校庭管理の業務委託、施設の保守点検・警備委託及び除雪業務の委託等でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AED借上料、テレビ受信料、清掃用具借上代でございます。15節工事請負費につきましては、鶴巣教育ふれあいセンター受水槽水中ポンプ交換工事、落合教育ふれあいセンター屋根防水改修工事を行うものでございます。18節備品購入費につき

ましては、鶴巣教育ふれあいセンター及び吉田教育ふれあいセンターの事務室用の防火カーテンを購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会への負担金及び防火管理者資格取得講習会受講料でございます。

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、森の学び舎施設の管理運営に要する経費でございます。

11節需用費の主なものとしまして、清掃用具等の消耗品代、施設の電気・水道料でございます。12節役務費につきましては、電話料、火災保険料等でございます。87ページをお願いいたします。13節委託料につきましては、清掃及び管理の委託料でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 （馬場久雄君）

生涯学習課長村田良昭君。

生涯学習課長 （村田良昭君）

続きまして、5項1目の保健体育総務費でございます。ここではスポーツ審議委員や推進委員会、スポーツ庁の検証及びスポーツ支援奨励、そして体育施設等の管理を行っております。

1節の報酬につきましては、スポーツ審議委員会5名及びスポーツ推進委員15名分の報酬でございます。8節報償費の賞賜金につきましては、全国大会に出場の祭に交付いたしますスポーツ支援奨励金等でございます。9節旅費につきましては、スポーツ審議会委員、スポーツ推進委員の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、一般事務用品及びハンドボールリーグの記念品代、公用車燃料代、宮城県ヘルシー大会昼食代。修繕につきましては、公用車車検整備等でございます。12節役務費につきましては、連絡用通信費、車検印紙代、建物火災保険料、公用車及び施設保険料でございます。13節委託料につきましては、指定管理ミズノサービス株式会社への委託料と大和町スポーツフェアの業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、宮城ヘルシー大会の参加者の車借上料、スポーツ担当者研究会の高速代、町民マラソン大会の無線機借上料20台分でございます。15節工事請負費につきましては、総合運動公園テニスコート改修工事と暴風ネット工事費でございます。18節備品購入費につきましては、バレーボールの支柱・ネット、バスケット対応タイマー等の

一式、ジェットヒーター等を検討しているところでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、現スポーツ推進委員の協議会、及びことし行われます第45回東北総合体育大会が町内で6月から12月までに実施される4種目、ハンドボール、自転車、アイスホッケー、ゴルフが行われるものに対し、負担するものです。また、大和町の体育協会、スポーツ少年団への補助金でございます。88ページに移ります。27節公課費につきましては、公用車重量税でございます。

次に、2目の広場管理費でございます。宮床・玉ヶ池・鶴巢山田・北目・三ヶ内レクリエーション広場5施設の管理を行うものでございます。

11節需用費につきましては、運動広場の敷き砂、及び玉ヶ池を除く4施設の電気・水道代でございます。修繕料につきましては、小破修繕料でございます。12節の役務費につきましては、玉ヶ池を除く水道の開栓手数料4カ所分でございます。13節委託料につきましては、各広場の維持管理を引き続き各地区に委託するものでございます。15節工事請負費につきましては、三ヶ内レクリエーション広場のネット等が老朽化し、倒れているため撤去するものでございます。

次に、3目自転車競技場管理費。

13節の委託料につきましては、宮城県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして施設の維持管理をするものでございますが、指定管理者でありますミズノスポーツ株式会社に管理業務委託をするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

続きまして、4目学校給食センター費につきましては、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要する経費でございます。

1節報酬並びに9節旅費につきましては、学校給食運営審議会開催に伴います委員の報酬及び費用弁償でございます。7節賃金につきましては、給食センターの業務員賃金等でございます。11節需用費の主なものにつきましては、消耗品として児童生徒衛生管理用の消耗品、児童生徒用の白衣の購入費用、給食センターの施設運営に要する燃料費、光熱水費及び施設整備、厨房機器の修繕費及び学校給食の賄い材料費でございます。12節役務費につきましては、電話料、給食センター及び学校職員の検便手

数料、学校給食費の振替手数料、火災保険料、自動車損害保険料等でございます。89ページをお願いいたします。13節委託料につきましては、学校給食調理業務委託料及び給食センター施設設備の維持管理・点検等の委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、食器洗浄器、食缶洗浄器、消毒保管庫等の借り上げの費用等を計上しております。15節工事請負費につきましては、事務室、洗浄室等の雨漏りの修繕工事に要する経費でございます。18節備品購入費につきましては、学校用の運搬車配膳台及び保温食缶等の購入に要します経費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、全国学校栄養士協議会県支部ほか5団体への負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長 （文屋隆義君）

続きまして、10款災害復旧費でございます。1項1目の農業用施設災害復旧費15節の工事請負費につきましては、予算科目の設定でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、同じく10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費であります。

15節工事請負費につきましては、科目設定をお願いするものであります。23節償還金利子及び割引料、償還金については9.11豪雨に伴います町道宮床吉岡線、高田中央橋付近の歩道について災害復旧を国災事業として実施しております。今回その歩道に県が実施しております吉田川床上浸水対策事業に伴い、現在の高田中央橋を完成形とするため左岸部分に橋台を設置することとなり、一部掘削することとなるため、その部分に充当されました国庫補助金について償還を行うものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

続きまして、3項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費の15節工事請負費につきましては、昨年10月の台風21号の大雨によります落合小学校の、のり面災害復旧に要する工事費でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします

議 長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

続きまして、11款公債費でございます。こちらにつきましては、金融機関など11の借入先への元金償還及び利子の支払いを計上しているものでございます。

12款予備費につきましては、地方自治法217条の規定によりまして昨年と同額1,000万円の計上とするものでございます。

一般会計につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

続きまして、特別会計のほう、お願いいたします。説明書の106ページお願いいたします。

議案第28号でございます。平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計の予算でございます。

平成30年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。

第1条 歳入歳出予算の総額はそれぞれ21億2,145万8,000円と定めるものでござい

ます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表」によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定によりまして一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円定めるものでございます。

説明書113ページをお願いいたします。

平成30年度から県単位化に伴いまして予算の科目につきましても歳入歳出それぞれ調整をしております。

まず、歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、それから2目退職者被保険者等国民健康保険税につきましては、平成30年度からの都道府県単位化に伴いまして県から示された算定保険税総額をもとに低所得者層に対する軽減措置を考慮いたしまして予算措置をしております。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定となるものでございます。

114ページをお願いいたします。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付金となるものでございます。医療費に要する普通交付金並びに保険者努力支援分、特別調整交付分、都道府県繰入金2号分、特定健診等負担金に要する特別交付金となるものでございます。

2目民生費県補助金につきましては、乳幼児医療事務への補助金となるものでございます。

調整交付金につきましては、項目削除となるものでございます。

3款県支出金負担金につきましては、項目削除となるものでございます。

4款1項財産運用収入につきましては、国保基金利子となるものでございます。

5款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、それぞれの節のとおり法定ルール内での繰入金となるものでございます。

115ページをお願いいたします。

2項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れであり、今年度は科目設定となるものでございます。

6款繰越金につきましては、29年度からの繰り越し予定額であり、科目設定となるものでございます。療養給付交付金繰越金及びその他繰越金につきましては、科目の削除となるものでございます。

7款以降につきましては、全て科目設定となるものでございます。

7款の受託事業収入並びに国庫支出金の負担金、補助金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましては、科目削除となるものでございます。

118ページをお願いいたします。歳出になります。

1款1項1目管理費につきましては、国保会計の運営に要する事務経費となるものでございます。

主なものでございます。7節賃金は事務補助員の賃金、9節旅費は職員旅費、11節需用費は国保の保険証、後期高齢者受給者証の印刷代などがございます。12節役務費は保険証の郵送料金、13節委託料は国保連合会へのレセプト点検委託料及び国保情報集約システムなどの運用委託料でございます。

2目団体負担金は国保連合会への町村割の負担金等となるものでございます。

1款2項1目賦課徴収費は国保税の賦課徴収に要する経費となるものでございます。119ページをお願いいたします。

3項1目でございます。運営協議会費につきましては、国保運営協議会に要する事務経費となるものでございます。

1節報酬は9名の委員の報酬、9節旅費につきましては、費用弁償等がございます。11節需用費は消耗品代など、12節役務費は通信費となるものでございます。

4項1目趣旨普及費は国保制度のチラシ等の経費となるものでございます。

2款1項療養費1目から4目までございますが、それぞれ医療費の公費負担分、7割相当分を国保連合会などの負担金として支払うものでございます。

120ページをお願いいたします。

5目診査手数料につきましては、国保連合会への医療費の診査手数料となるものでございます。

2項高額療養費1目から4目までございますが、これもそれぞれ限度額を超える部分につきまして公費負担をするものでございます。

121ページになります。

3項移送費は病院間の移送に係る車代でございます。

4項出産育児諸費は出産育児一時金でございます。1人当たり42万円となるものでございます。

5項葬祭費は葬祭費用でございまして、1人当たり5万となるものでございます。

3款国民健康保険事業納付金1項医療給付分につきましては、県への納付金となるものでございます。

122ページお願いいたします。

2項後期高齢者支援金分等につきましても、同じく県への納付金となるものがございます。

3項介護納付金分につきましても、同じく県への納付金となるものがございます。

4項共同事業拠出金につきましては、科目設定となるものがございます。高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、項目削除となるものがございます。

123ページをお願いいたします。

5款1項保健事業費につきましては、7節賃金は健診結果説明会時の看護師の賃金、8節につきましては健康づくり達人セミナーの講師の謝金、11節につきましては健康結果説明委員時の消耗品代など、28節につきましては一般会計で実施しているがん検診への国保世帯相当分を拠出するものがございます。

5款2項特定健診等事業費につきましては、特定健診に要する費用でございます。

11節需用費はコピー代や受診啓発用のチラシ及び受診票送付のための印刷となっております。12節役務費は受診票の郵送料、13節委託料は健診機械の健診員の業務委託となっております。

6款1項基金積立金は基金利子相当分を積み立てするものがございます。

124ページをお願いいたします。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金につきましては、税の還付金、医療費の還付金等でございます。これまでの実績に応じた予算措置でございますが、科目設定の部分が大半でございます。

8款につきましては、予備費となるものがございます。

後期高齢者支援金等前期高齢者納付金等及び介護納付金につきましては、項目削除となるものがございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

本日は、ここで説明を終わりにしたいと思います。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日は、これで延会します。

再開は、あしたの午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後3時10分 延 会